

出席議員(17名)

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
8番	斎藤	義勝	君	9番	平間	奈緒美	君
10番	佐々木	裕子	君	11番	安部	俊三	君
12番	森	淑子	君	13番	広沢	真	君
14番	有賀	光子	君	15番	舟山	彰	君
16番	白内	恵美子	君	17番	水戸	義裕	君
18番	高橋	たい子	君				

---

欠席議員(1名)

7番	秋本	好則	君
----	----	----	---

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原	光男	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	佐藤	芳	君
まちづくり政策課長	平間	雅博	君
財政課長	鈴木	俊昭	君
税務課長	水上	祐治	君
町民環境課長	安彦	秀昭	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	平間	清志	君
子ども家庭課長	水戸	浩幸	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	斎藤 良美 君
危機管理監	平間 信弘 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
主 査	佐山 亨

議 事 日 程 (第2号)

平成31年3月5日(火曜日) 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 斎藤 義勝 議員
- (2) 加藤 滋 議員
- (3) 森 淑子 議員
- (4) 水戸 義裕 議員
- (5) 白内 恵美子 議員
- (6) 森 裕樹 議員

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

欠席通告が7番秋本好則君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において8番斎藤義勝君、9番平間奈緒美さんを指名いたします。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

8番斎藤義勝君、質問席において質問してください。

〔8番 斎藤義勝君 登壇〕

○8番（斎藤義勝君） おはようございます。8番斎藤義勝です。大綱1問質問いたします。

#### 自主防災組織の強化を問う

昨年12月、日本漢字能力検定協会は、2018年の世相をあらわす「今年の漢字」に「災」が選ばれたと発表しました。選定理由としては、大阪府北部地震、平成30年7月西日本豪雨、北海道胆振東部地震、平成30年8月台風21号等の直撃や記録的猛暑など、さまざまな自然災害が多発したことが挙げられています。

防災・減災対策は、行政側と住民が一体となってやるべきです。自主防災組織は、地域住民が自主的に連携し、防災活動に取り組む任意団体で、本町においては全ての行政区に設置されています。

自主防災組織は、平成7年に起きた阪神・淡路大震災で近所の助け合いが人命救助などに大

大きく貢献することが再認識され、今やどの市町村にも組織されています。自主防災組織の日常的な活動は、地域における防災知識の啓発や防災マップなどを利用した危険な場所の把握や防災訓練などです。これによって、住民同士のつながりも高まります。

また、自主防災組織の横の連携を促すため、連絡協議会を立ち上げている地域もあります。

防災に関する情報を共有でき、より効果的・効率的に地域の防災力が高められています。お互いの組織の取り組み内容を知ることが刺激となり、活動の活性化にもつながっています。最近、災害時に高齢者を誰がどこに避難させるかなど、要配慮者対策として、災害弱者台帳を整備し、万が一の際に救出を担当する人物を決め、年に1回、直接訪問するなどして、状況を確認することが行われ始めています。

災害は、時として我々の想像を超えて襲ってきます。被害をできるだけ少なくするためには、「自助」「共助」「公助」が重要だと言われていますが、その中で、自分の身の安全を守るために、一人一人が取り組む防災対策「自助」が最も重要だと言われております。

町はもちろんのこと、県や国においても広報やテレビ、新聞、ラジオなどで一人一人の防災対策の重要性を訴えています。まだまだ「自分は大丈夫」という考え方が多いのではないかと思います。

そこで質問します。

- 1) 自主防災組織の役割と課題は。
- 2) 自主防災組織の活動の活性化に向けての本町の取り組みは。
- 3) 平成22年に作成された本町のハザードマップの見直し計画は。
- 4) 災害時の要配慮者対策は。
- 5) 本町において各行政区の自主防災組織と地域防災マネジャー・防災士・防災指導員の連携は。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 斎藤義勝議員、自主防災組織の強化についてでございます。5点ほどございました。

1点目、2点目、5点目は、関連がございますので、一括でお答えをいたします。

自主防災組織の役割と課題ですが、地域住民の方々が中心となり、力を合わせて地域の総合防災力を高め、人命救助や被害の軽減を図るという大きな役割があります。

課題については、本町の39の自主防災組織について見ますと、活発な活動を実施している組織もあれば、防災訓練等の活動が低調な組織があり、それぞれの組織において温度差が生じ、足並みがそろっていないことが問題として挙げられます。

そのため、町としては、今後、自主防災組織の活性化を図るため、次の3点を重点に実施してまいります。

1つ目は、情報交換の場を設けることでございます。自主防災組織の会長や防災委員等が一堂に会して、防災情報の提供や自主防災組織の活動の紹介などを行っていきたくと考えております。

2つ目は、組織の強化でございます。現在、各自主防災組織に5名以上の防災指導員の配置を目指しており、平成31年1月30日現在では184人が県から認定をいただき、自主防災組織の中で中心的な活動を行っています。しかしながら、5名の目標に達していない組織や、防災指導員が配置されていない行政区がありますので、これらの組織に対する啓発活動を実施し、目標に近づけてまいります。

また、町内には既に防災士の資格を持っている方がおりますが、平成31年度は新規事業として、自主防災組織等へ防災士1名の養成及び配置を行い、年度目標として47名の防災士の配置を目指します。

今後は、防災指導員と防災士に協力連携してもらい、より一層の自主防災組織の強化を図ってまいります。

3点目は、それぞれの連携でございます。地域防災マネジャーの資格を持つ危機管理監を自主防災組織と連携させ、地区防災訓練での助言指導や、防災出前講座及び、情報交換等を行って、自主防災組織の活性化を図ってまいります。

将来は、小学校区や中学校区内などでの複数自主防災組織の横の連携を図っていきたくと考えております。

3点目、ハザードマップの見直しでございます。

平成22年に作成された本町のハザードマップ、いわゆる「防災マップ」には、100年から150年に1度の確率で発生する洪水による浸水地域やその深さ及び土砂災害が発生する危険箇所並びにそれぞれの災害に応じた避難場所や避難所等を掲載しているところでございます。

洪水区域については、千年に1度の確率で発生する「洪水浸水想定区域」として、国土交通省が平成28年6月に阿武隈川を、宮城県が平成29年5月に白石川を、それぞれ指定いたしました。

また、土砂災害警戒区域等指定箇所については、宮城県が平成30年12月に最新の指定を行い、柴田町の指定箇所は、平成22年の防災マップ作成時の15カ所から158カ所に増加いたしました。

これらの情報を総合し、平成31年度に防災マップの見直しを行い、浸水する地域とその深さ並びに早期立ち退き避難区域や、土砂災害が発生する危険箇所及びそれぞれの災害に応じた避難場所や避難所等を掲載するとともに、防災マップに関する説明会などを開催し、広く住民の方々に周知してまいります。

4点目、大規模災害時には、行政区長または消防団員が地区の情報調査連絡員となり、行政区内の住民の避難状況や災害発生状況等の調査・連絡を実施します。特に、災害時に配慮が必要となるひとり暮らし高齢者の要配慮者の方について、自主防災組織や民生委員などへの情報提供に同意した方を対象とする「避難行動要支援者名簿」を作成し、この名簿に基づき、各行政区長、消防団員、自主防災組織あるいは社会福祉協議会、民生委員等の協力を得て、要配慮者の安否確認を迅速に行い、状況に応じた避難誘導を実施いたします。

このために、自主防災組織においては、平素から要配慮者の把握、状況確認要領や避難誘導の担当者をあらかじめ決めていただいて、安否確認や避難誘導訓練の実施等を依頼しております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 斎藤義勝君、再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） まず、この自主防災組織ということについてでございますが、我々が考えているのは、この自主防災組織というものは、いざというときの災害発生時におきまして、地域住民同士の連携による、及び柴田町では余り体験したことはないんですが、避難及び避難生活に必要な活動をやっていくことでありまして、有事の際の公務員の方の立場とは異なりまして、あくまで地域住民同士の善意と自主性に基づいて活動している組織であると認識しております。

まず、それで最初に、役割なんですけれども、これ事例ですが、23年前に関西地方で起きた阪神淡路大震災の教訓といたしまして、あのときは一瞬にして朝方約15万人が生き埋めになったわけでございます。そのうち約11万5,000人は自力で脱出することができましたが、残った3万5,000人、この方たちが倒壊家屋に閉じ込められた状態になりました。そして、この自立脱出困難な方、3万5,000人のうち2万7,000人を自衛隊とか、行政側が来る前に近隣住民がいろいろなチェーンソーとか、そういったものを使って救出したとなっております。

やはり、こういう災害時におきましては、いざというときに自衛隊とか警察、消防団という

のはやはりあちこち行かなくてならないですから、近隣住民をいかに早く救出することが重要かと思われま。

それで、早目の救出、自主防災、これは本町に限らず、どこの防災組織でも毎年防災訓練を行っているようでございますが、この訓練内容というのを見ますと、どうしても、これは東日本大震災の影響もあるんでしょうけれども、避難場所に逃げるための避難訓練、これに重点を置いているのが現状だと私は思っております。

このように、災害イコール避難というパターンがあちこちでかいま見られていると私は思っております。

それで、行政側として、この自主防災組織に対して防火訓練のやり方などをもうちょっと災害イコール避難ということに偏らないでやるべきだということをもうちょっと啓蒙していくべきだと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 自主防災組織の訓練というところで、避難訓練に偏らず、幅広くというご質問だったと思いますけれども、現在自主防災組織で行われている訓練でございますが、内容を見てみますと、安否確認、避難訓練、炊き出し、煙中通過、初期消火、心肺蘇生、AEDの使用法と応急手当などの訓練をされているようでございます。

避難訓練にそんなに傾注しないというお話でございましたが、やっぱり一番大事なのは安否確認、いかに被災者、災害に遭っている方々がどういう状況になっているのかという、その安否確認が一番大事でございます。その次に、危険な場所から逃げる。要は、土砂災害であれば、土砂が崩れている場所から逃げる。地震であれば、いち早くその倒れるような家屋から安全な場所に逃げる。火災もそうですけれども、火の元から逃げるということで、いかに安全な避難場所に安全な経路で逃げるか。これが重要になってくるのかというふうに思っておりますので、やっぱり防災訓練においては、この安否確認と避難訓練、これが一番重要ではないのかなというふうに考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） ただいま役割というものについてお答えいただきました。

次に、防災組織の今残されている課題ということについてお伺いしたいんですが、本町では平成23年にこの自主防災組織の強化を推奨いたしまして、結成率100%となっているようでございますが、組織するのみではなく、改めてもう一度行政、住民が一体となって自主防災組織のあり方、大規模災害が発生したときの実践的な役割がすぐ実行できるように取り組んでいか

なければならぬと思っております。

それで、この自主防災組織の現在の課題として、大きく分けて私は2点ほどあると思っております。まず、第1番目に、住民の自主防災活動に対する理解が足りない。これはよく言われていると思うんです。それは、行政側としてもこれに対していろいろ啓発活動などは考えてやっているとすけれども、この強化策ということについては、まずどうお考えなのか、お聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 訓練が活発でないというのは、そういう危険に対する、危機に対する意識が足りないというご指摘だったかと思えます。

まさに、どういったものが危機なのかと、その地域地域、土砂災害が発生するような地域、水害が発生するような地域、地震で家屋が倒壊する、または道路が壊れてしまうような地域に住んでいる方、それぞれの地域、地域でそういう危険、危機というものは変わってくるかと思えます。

いかにその危機を認識して、その危機に対応した訓練をしていくのかと。平素のうちから訓練するのかと。その辺の、要は知識ですね。そういった知識がないと、効果的な、本当に具体的な訓練というのはできないのかというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それともう一つ、課題として、この自主防災組織では、やっぱり最近の少子高齢化の影響もあるんですけれども、防災に関する担い手の確保ですか、若い人たちね。これがなかなか防災組織というのはどうしても自治会と関連性ありますけれども、それがなかなか入ってこないというあれは、現状あるわけですよね。

それで、この人材の取り組みに対する支援の強化というものは、行政側としてはどう考えているのかお聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 昨年4月に地域防災マネージャーとして職についてから、防災講座、防災訓練等で各自主防災組織を回らせていただきました。特に防災訓練につきましては5カ所、防災講座につきましては11カ所の地域に行っていました。

議員ご指摘のように、防災訓練、参加する方々ほとんどが高齢者の方々に、毎回参加される方は同じというような現状でございます。

その高齢化に対する対策、行政としてどう考えておるのかということなんですが、まずは、

やっぱりその意識づけというか、知識というか、そういったものを高めないと、広まらないんだらうと。パイが大きくならないんだらうと思っております。

高齢者の方が多いという話の中で、じゃあどのように底辺を広げるかという話になってくると思うんですけれども、今小中学校でも、社会福祉協議会などがやっている出前講座とか、そういったものもございますし、いわゆる子どもたちが防災訓練に参加すると、その親御さんも参加してくるというようなところもございました。

まさに活発な防災組織というのは、そのように、じいちゃん、ばあちゃん、お孫さんまで一緒に参加するようところが活発にそういった訓練もやっているんだらうというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それでは次に、自主防災組織の活性化についてお聞きしたいんですが、先ほども町長答弁で、本町にあります39の行政区では防災訓練をやっているところとそうでないところがあるような回答でございましたが、大体これの参加率ですね、データをとっているかどうか分からないんですけれども、これは大体どういうふうになっているのかお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 防災訓練の、その区でというか、自主防災組織での参加率というところでは、私ども統計としてございませんので、それはちょっとわかりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） わかりました。

それと、これ意外と重要だと思うんですけれども、町では例えば何月何日にどの行政区で防災訓練をやるかという、そういう情報は入っていると思うんですけれども、この防災訓練をやったときの実施報告書というか、そういったものはどうなっているのか。口頭だけでやっているか、それとも中身、こういった訓練をやりましたとか、炊き出しとか、そういったものを提出させているのかどうか、ちょっと確認したいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 毎年6月ぐらいまでに前年度の防災訓練の実施日及び実施した科目を報告求めています。

また、当年度の防災訓練の予定というのを提出いただいている状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それと、各行政区の自主防災組織では、やっぱり訓練をやるにはある程度の費用というのにかかるわけですね。

それで、町のほうでは例えば1回防災訓練というか、をやったら幾らぐらいの補助金とか、そういったものは考えていないのでしょうか。それちょっとお伺いしたいんですけども。自主防災組織に対して。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 補助金というご質問でございました。町では防災訓練という名で補助金を出すという制度はございません。

しかしながら、宮城県のほうで先進的な訓練を実施するところについては、上限50万円の助成、それは消耗品とか、そういうものではなく、トランシーバーとか、その訓練に使うようなものの備品等のようなもの、それを50万円まで宮城県のほうでは助成をするというような制度がございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 本町でそれを利用した事例はあるのでしょうか。本町で。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） この制度は、平成29年よりできておりまして、本町においては29年、30年ともに事例はございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それでは次に、この自主防災組織の活性化ということで、最初に考えられるのがやっぱり皆さんそんなにその防災に対しての知識とか、そういうことがない方が多いですから、どうしても私は活動マニュアル、自主防災組織用の活動マニュアル、こういったものがやっぱり必要ではないかと考えるんですが、これを行政区に渡したりはしているんですか。活動マニュアル。ちょっとお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 活動マニュアルを行政区に配布したりはしてございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 配布していないということなんですけれども、実際自主防災組織に活動活性化してくださいと言いましても、これがなければどうしても組織任せで、やっぱり効率的な自主防災活動というのは不可能ではないかと思えます。

それで、提案というかあれなんですけれども、やはりここは自主防災組織の活動マニュアル、

それ地域によって若干違うでしょうけれども、そういった、いざというときにどのように行動すべきとか、そういったものを各組織に示して、やはり各行政区の自主防災組織の平準化を図っていくということが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 防災マニュアルの配布ということでございましたが、自主防災組織においては、柴田町が作成してございます地域防災計画、これに基づきまして、それぞれの地域における特性、先ほど申しました土砂災害だとか水害だとか、何に対する危険に対して、その防災計画をやっていくのかというのを位置づけるものとしたしましては、地区防災計画というものがございます。

これを作成いただいて、その地区防災計画に基づいて、どのような危険に対する訓練をしていくのか、どういう備品を備えつけていくのか、どういう組織をつくっていくのかというのがその地区防災計画というものでございます。

したがいまして、地区防災計画がつくられまして、その落とし込んだ最終的な姿が議員がおっしゃっている防災マニュアルというものになっていくんだろうと私は考えてございます。

したがいまして、まずは、地区防災計画、こちらの策定を各自主防災組織にお願いをしているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） そうしますと、この各地区の防災計画ですよね。これ策定の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 現在11の地区で策定がされてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それでは、続きまして、これも事例になるんですが、4年前、平成26年8月に広島県の安佐北区を中心にしました土砂災害では、今も記憶に新しいんですが、77の方があのとき犠牲になりました。そして、そのとき被災後に広島市が行った被災地住民アンケート調査によりますと、自分の居住地区、居住地に対しての危険度意識、これは災害に関しては非常に重要だと思うんですが、48%と、非常に低かったようでございます。

それで、この地区では、昨年7月の西日本豪雨でも犠牲者を出しておりましたね、たしか。それで、対して同じ平成26年の11月に長野県の白馬村、長野県の北部のほうにありますけれども、ここで起きました震度6弱の地震におきましては、全壊が77棟、半壊136棟で、26人が倒

壊した家屋の下敷きになるなどしましたけれども、このときいち早く地域住民が一体となって1人残さず全員救出したということなんです。このことは、今でも災害関係では白馬の奇跡と言われておりますけれども、ご存じでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 済みません。その白馬の奇跡ですか、それについてはちょっと承知してございませんでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 一応そういう事例があったということです。

それで、ここで言いたいのは、要するに防災対策用の住民アンケート、この調査というものをこの白馬村とかではやったようなんですけれども、やっぱり住民の意識高揚、高めるために、これ町で一度、本町の住民の危険度意識はどんなものなのかと。やはりこれはデータをとるためにアンケート調査をするべきだと私思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） まずは、その白馬の奇跡というものをちょっと承知してございませんので、そちらのほうをちょっと研究をいたしまして、当町にそのアンケートとか、そういったものが有用なのかどうかということも含めて、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） よろしくお願いします。

それで、この危険度意識ということで、先ほど述べたように、広島のアサヒ区では、住民のアンケート調査では危険度意識が低かったという、そして48%ぐらいだったということなんですけれども、地域防災マネジャーとして、本町の住民の危険度意識、これは大体どのぐらいだと、もしやった場合、想定というか……。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） やった場合ですか。ちょっと想像できません。申しわけございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） わかりました。

それで、先ほど白馬の奇跡のことを申し上げましたが、こういうふうに、災害時において、要するに1人も犠牲者を出さなかったということは、ふだん日ごろの防災訓練、そして、本町でもハザードマップは作成しておりますけれども、もう隣近所のじいちゃん、ばあちゃんが1

階で寝ているか、2階で寝ているか、そこまでも把握している、ふだんからやっているよう  
ございます。

それで、自主防災組織の活性化の1つの対策として、一応私考えるのは、自主防災組織とい  
うのはどうしても情報量というのが不足していると思うんです。それは、行政のほうから自主  
防災組織に対して、先ほどは地域防災計画ですか、こういったものとか、あとハザードマップ、  
そういったものを利用しての防災の図上訓練の演習とか、そしてあと、いざというときに非常  
用の試食会ですね。これ東日本大震災のときも私も試食しましたが、それとあと、防災ウオー  
クラリーといいますか、実際の避難のときに逃げる経路の演習とか、こういったことでも行政  
のほうから企画推進してやれば、より参加者がふえるのではないかと思います、今後そう  
いったものを防災組織に対して推進とかする考えはどうかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 自主防災組織に対する訓練の推進というところでございますが、  
まずは、防災出前講座でそういった知識のないところを補ったりとか、この地域での危険とい  
うものはどういったものなのかというようなところは、順次自主防災組織のほうでやってござ  
います。

自主防災組織においては、5名の防災指導員の配置を目指すということで、今やっているところ  
でございますが、やっぱり地域のことを一番知っているのは地域の方でございます。した  
が、いまして、地域における防災指導員の方がその演習というか、訓練を計画をして、どのよう  
に逃げるのか、どのような炊き出し、食料品等をつくるのかとか、そういったものを自主防災  
組織の中では防災指導員の方が中心になってやっていただくと。

その自主防災組織における防災指導員に対しては、私が先ほど町長答弁でもございましたが、  
一堂に会しまして、それぞれの自主防災組織の会長であったり、防災委員の方々が一堂に会し  
ていただきまして、その場で情報交換をしたり、または先進的な訓練を行っている防災組織の  
防災指導員の方に紹介をいただくなど、情報の共有化を図って、その辺の自主防災組織の活性  
化というのを図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） よろしくお願ひします。

それで、続きまして、本町のハザードマップについてお聞きしたいんですけれども、これ昨  
年7月の西日本豪雨では、岡山県の倉敷市の真備町の災害は、もうハザードマップどおりにな  
ったと。それで、それを知らない住民がいたために、多くの犠牲者が出たというふうになって

おります。

そして、本町のハザードマップの今までの経緯を先ほど答弁いただきましたけれども、平成22年に地震マップと洪水マップを合わせた防災マップを全戸配布したということでございます。

それで、その後情勢が変わりまして、平成27年度に浸水想定区域の見直し、そして、昨年土砂災害警戒区域の見直しなどがありまして、31年度に本町では新たな防災マップを作成し、全戸配布予定と。それで、これについての説明も町長から先ほどいただいたんですが、この22年当時と31年度につくられるハザードマップとの大きな相違点ですか、そういったもの、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） マップに記載する内容につきましては、洪水ハザード、土砂災害危険区域の指定エリア、あとは地震と平時に使えます災害等の情報学習のための情報、そういったものを記載してまいります。

その中で大きく違ってくるのが、1点目が100年から150年の確率で浸水する地域、あと深さが千年に1度の浸水区域に変わると。それが大きく変わってくるところでございます。

また、それによって違ってくるのが、水害時の避難場所、あと避難所ですね。これらも大きく沈むことによって、変わってまいります。

あとは、大きな方向で示す予定でございますが、避難の方向、それらの水害や土砂災害から逃げるための避難の方向というのをマップに記載してまいりたいというふうに思っております。

もう1点は、水害によって破堤及び越水によって水が流れてくる、その水の力によって家屋が倒壊する場所、これらについても県のほうから示されてございます。そこは、早期立ち退きエリアというところで示してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、災害時の要配慮者対策ということでお聞きしたいんですが、この災害時要配慮者という言葉は、これ何か去年あたりから要援護者から変わったようなんですけれども、これの定義というのは、まずひとり暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、あと高齢者のみの世帯、身体障がい者、あと知的障がい者などが該当するようでございますが、本町では昨年度のデータによりますと、災害時要配慮者登録数というものは、29年度579人となっておりますが、これ全員登録しているわけではないと思うんですよね。

それで、実際に登録基準に該当する人は、実質ですか、何人ぐらいいるんでしょうか。柴田

町に。登録している人を除いて。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 登録者、対象者の人数でございますが、平成29年度末の対象者1,346人のうち579人、43%が登録されているという形になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） わかりました。

それで、この災害時の要配慮者の登録数の推移、過去5年間の、これを見てみますと、平成25年度には登録者数が731人おったわけです。それから年間二、三十人ずつ減ってきてまして、先ほど課長答弁では去年は579人となっているようでございますが、これは普通私が考えるに、高齢者というものはこれから今までもどんどんふえていると思うんですけれども、一番ピークはやはり東日本大震災のときだったと思うんです。それ以降、住民の防災意識というのは薄れているのも一因だとは思いますが、そのほかに、どうしてこういうふうに登録者数が減っていくのか。考えられる要因というものはいかがお考えでしょうか。減っている。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 今議員のおっしゃったように、やっぱり危機意識の薄れというのが一番の原因で、そのほかと言われましても、なかなかちょっと見つからないのかなど。やはり、喉元過ぎれば熱さ忘れるという言葉があるように、そういったところでちょっと意識が薄れているのか。

それからあと、やはり地震のときですと、少しでも足が悪かったりというふうな心配なことがあれば、とりあえず登録しておこうというふうな気持ちにはなるかと思うんですね。危機意識が高ければ。ただ、やはり今その状態だったら、前の地震を経験しているということでは、あのぐらいだったら自分でも避難できるんじゃないかというふうに、改めて経験値から来る登録の必要性のないことを感じるというのも1つあるのかなというふうな感じはします。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それで、どうしても危機防災意識というのは薄れているということはあるんでしょうけれども、やっぱり実際災害のときはこの要配慮者の対策というのは、当然必要だと思えます。

それで、これはやっぱり町よりもまず自主防災組織で、ここまでのデータはとっていないとは思いますが、その各行政区に災害時要配慮者の登録基準に該当する人が何人いて、そして、実際登録者が何人とかということはこの行政のほうから自主防災組織に対して、その名簿の作

成などの後押しの政策とかというのは必要だと思うんですけども、どういうふうになっていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） もっともなことでございまして、一応町のほうとしては、現在ちょっと別の目的で高齢者状況台帳という形で、民生委員を通しまして、ひとり暮らし高齢者と高齢者のみ世帯の実態調査というのを3月から民生委員に依頼して実施しております。

その中において、そこで作成されました高齢者状況台帳については、災害時に災害対策基本法の49条の11第3項において、情報提供することができるというふうな形になっております。今のところは、あくまでこの現在の要支援者登録している方については、あくまで自分がその情報提供をしてもいいという形の方のみ登録という形になっておりますので、いざというときに対しては、町が持っております身体障がい者の台帳、それから、今お知らせしました高齢者状況台帳等、避難者の確認ということで、情報提供を自主防災組織等にできるというふうに法律で決まっておりますので、そういったところは情報ができるものと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それでは、続きまして、自主防災組織と地域防災マネジャー、防災士、防災指導員のかかわりということについてお聞きしたいと思います。

まず、この防災士は、私も昨年あたりちょっと初耳で聞いたんですけども、データを調べてみますと、発足以来もう16年ぐらいたってございまして、全国で16万何千人が現在いるようございまして。そして、宮城県でも現在4,600人、そして、これは月ごとのデータいるんですけども、全国でことしの1月だけで3,700人が防災士の資格を取得しているようございまして。

それで、この防災士と以前からありました防災指導員、本町では防災指導員は、各行政区に5人以上、そして、防災士は現在47人ぐらいと聞いたのかな。

それで、その防災指導員、各行政区で5人目標となっておりますけれども、これ全部達しているわけではないと思うんですが、目標に達していない行政区というのはどのぐらいあるのかお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 目標に達している組織が16でございまして。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それで、この防災士制度、これについて、ちょっとお聞きしたいんですけども、やっぱりまだ自主防災組織の中ではこの防災士制度というのはどういうものか、認

識していないところが結構あると思うんですけども、この行政のほうから防災士の意義と役割というようなものを意識してもらうための啓蒙活動とかというのは現在どのようにやっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 昨年の12月12日の行政区長会議におきまして、防災士と防災指導員についてのそれぞれの役割とか、活躍の状況などを区長さんに対して説明してございます。

その後、多数の区長さんのほうからいろいろな防災士に関する問い合わせ等をいただいているというふうな状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 最後になりますけれども、これから柴田町も先ほど町長答弁で防災士をふやしていくということでしたが、この災害というのは1つの行政区だけで起こるわけじゃないですね。どうしてもやっぱり町全体が襲われるわけです。

それで、今後防災士が各行政区というか、防災組織に1人ぐらいずつ出た場合に、その横の連絡というのが必要となると思うんですよ。それもやはり地域防災マネジャーが軸となって、横の連絡協議会ですか、そういったものをこれからつくる考えはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 防災指導員及び防災士との横の連携という観点、危機管理監を中心とした情報の共有の場というのをつくっていきたいというふうに考えてございます。

それで、先ほど1点修正させていただきたいと思います。防災指導員が目標に達成していない組織、こちらが26の組織が目標に達していないということでございます。訂正させていただきます。

○議長（高橋たい子君） よろしいですか。再質問どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） それでは、以上で私の質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、8番斎藤義勝君の一般質問を終結いたします。

次に、2番加藤滋君、質問席において質問してください。

〔2番 加藤 滋君 登壇〕

○2番（加藤 滋君） 2番加藤滋です。大綱2問質問させていただきます。

1問目、**高齢者への支援は十分なのか**

我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても住

みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される、地域包括ケアシステムのさらなる推進が求められています。

本町では、2018年度から3カ年を見通す高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定しています。本計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進を重点課題として、地域共生社会の実現を図るとともに、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供される仕組みづくりを行い、高齢者が住みなれた自宅・地域で、自分らしく元気に生き生きと暮らし続けることができる社会の実現を目指しています。本町での「ひとり暮らし高齢者世帯」及び「高齢者のみ世帯」は、2017年3月末では2,707世帯となっており、地域ごとの世帯比では最低で7.26%、最高が29.56%と大きな差異がある状況となっています。

町民が地域で安心して生活していくためには、保健・医療・福祉・介護のサービス基盤を日常生活圏域で整備することとし、元気な高齢者をふやすことを目的にした地域での多様な活動の場や生活の課題、状態に応じた適切なサービスの提供などが必要になります。

このような状況の中で、元気な高齢者をふやすためにさまざまな事業を展開していますが、第7期介護保険事業計画が1年を経過することから、高齢者の豊かな生活を支えるための基本目標の1つである、ひとり暮らし等高齢者世帯への支援の取り組み状況について伺います。

- 1) 「ひとり暮らし高齢者世帯」や「高齢者のみ世帯」への支援の現状は。
- 2) 高齢者の見守り活動の現状や今後の方向は。
- 3) 元気な高齢者をふやすための地域活動に関する情報提供は。

## 2 問目、学校支援活動の中での協働教育コーディネーターの役割は

県の協働教育推進総合事業の目的は、家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくりを推進して、地域の教育力の向上や活性化を図り、地域全体で子どもを育てる体制の整備を図ることです。今日の学校を取り巻く問題の複雑化に対応するには、将来を担う子どもたちの健全な育成に向け、社会全体で取り組んでいくことが必要であり、学校と地域がパートナーとして連携・協働することがますます求められていることと思います。

町は、平成23年度から実施してきた「協働教育プラットフォーム事業」をさらに発展させ、29年度から「柴田町協働教育推進事業」を展開し、家庭教育支援活動・地域活動・学校支援活動の3つの柱をもとに、地域・家庭・学校・行政が子どもたちの健全育成のため、お互いを尊重しつつ、協力し合う活動を行っています。その中の学校支援活動では「キャリアセミナー」や「しばたっ子応援団」などの活動があり、その活動を支える協働教育コーディネーターとし

て、今年度3人が学校・地域のそれぞれの思いを聞き、より効果的な活動になるように両者をつないでいます。

この学校支援活動の重要な位置づけと思われる協働教育コーディネーターについて、その期待される役割や効果、また、今後の活動を伺います。以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1 問目町長、2 問目教育長。

最初に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 加藤滋議員、大綱1点目、高齢者への支援は十分なのかということで、3点ございました。お答えいたします。

1点目、「ひとり暮らし高齢者世帯」及び「高齢者のみ世帯」の把握については、毎年度3月に各行政区の民生児童委員へ調査をお願いし、世帯数の調査を行い、あわせて緊急時や災害時の連絡先の聞き取りを行い、高齢者状況台帳を作成しております。

2017年3月末は、加藤議員おっしゃるとおりの世帯数でございまして、2018年3月末の調査では、「ひとり暮らし高齢者世帯」や「高齢者のみ世帯」が2,781世帯、行政区別の割合は、最低で6.35%、最高が30.0%という結果になっております。

本町の「ひとり暮らし高齢者世帯」などの支援は、生活面の支援として、引きこもりの防止や仲間づくりを目的に、月に1度「ランチを楽しむ会」や、お茶を飲みながら情報交換や交流を目的にした、ひとり暮らし高齢者の交流会、「菜の花会」の開催、介護予防のための「玄米ダンベル体操サークル」、高齢者の自立を支援する通所事業「春風」の活動を行っております。

また、柴田町社会福祉協議会では、健康づくり、趣味活動などを目的に、「いこいの日の促進事業」を行政区単位で開催しております。さらに、75歳以上のひとり暮らし高齢者で、介護認定を受けていない方を対象に、ふれあい交流会事業として、日帰りの温泉旅行を実施しております。

2点目、現在町内11の企業と「高齢者の安心生活見守りに関する協定」を結び、地域での見守り活動に協力をいただいております。

ひとり暮らし高齢者の日常生活の見守りでは、30年3月末現在、59台の「ひとり暮らし老人等緊急通報システム」を利用者宅に設置し、それぞれに3名の協力員を配置するとともに、民間の警備会社への委託を行い、体調急変時等の安否確認、24時間の見守り体制の確保、親族への緊急連絡の対応を実施しております。

地域包括支援センターにおいては、民生児童委員と連携し、気になる高齢者の自宅への訪問

を行い、問題の早期発見につなげる対応を行っております。

今後の方向としては、地域での見守り活動に対しては、引き続き地域包括支援センターを中心に、通報相談体制を強化し、地域見守り体制の強化、支援を行ってまいります。

また、身寄りがなく、判断能力が低下したひとり暮らし高齢者の増加が予想されることから、その方々の財産や権利を守るための成年後見人制度等の積極的な運用を実施したいと考えております。

3点目、平成29年度から生活支援コーディネーターが、行政区や各種団体が実施している地域活動の実態調査を行ってきました。

その結果については、生活支援・介護予防体制協議会や民生児童委員、地域包括支援センター及び関係機関に会議等の場で情報提供を行ってまいりました。また、今年度は、行政区等に24回ほど出向き、情報提供に努めております。

今後は、調査した地域活動の情報をさらに有意義に活用できるように、関係機関、生活支援コーディネーターと協議し、地域支援事業の具体化に努めてまいります。

○議長（高橋たい子君） 2問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 加藤滋議員の大綱2点目、協働教育コーディネーターの役割についてお答えします。

加藤議員ご存じのとおり、本町では平成23年度から家庭・地域の教育力の向上や学校教育の充実を図り、子どもたちの健全育成や地域住民の自己実現、さらに、社会参加の機会につなげることを目的とした「柴田町協働教育プラットフォーム事業」を推進し、平成29年度からは「柴田町協働教育推進事業」と事業名称を変更して、引き続き実施しており、平成30年度は、教育委員会に3名の協働教育コーディネーターを配置しております。

それまでの「地域が学校を支援する」という1方向の関係から、これからは「地域と学校がパートナーとなって連携・協働して、教育目標を共有して一緒に育てる」双方向の関係になることが求められております。協働教育コーディネーターは、その橋渡し役として期待されております。

協働教育コーディネーターの具体的な活動としましては、小学校の新入生に対する給食指導補助や町内史跡めぐり、登山サポートなど、学校からの支援要請に応じて、活動に適した学校支援ボランティアを学校に派遣するとともに、事業や活動の狙い、目標を共有して学校へ支援内容の提案などを行っております。

また、町内3中学校の職場体験学習の実施に当たり、町内外の事業所や企業などへの受け入れの依頼や連絡調整を行うほか、町内外のさまざまな職業人を学校に招いて職業観や人生観を語り伝えていただくキャリアセミナーでは、さまざまな職種から講師としてお話をさせていただく人材を発掘するなど、企業と町が協働して行うキャリア教育のサポートも行っております。

今後も協働教育コーディネーターが子どもたちの成長を軸として地域と学校をつなぎながら、学校支援活動の充実を図るとともに、自立した地域社会の基盤をつくり、地域の活性化を図り、「学校を核とした地域づくり」の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

10時50分再開といたします。

午前10時38分 休憩

---

午前10時50分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

加藤滋君、再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） それでは、まず、ことしの1月29日、それと2月3日付の河北新報に福祉サービスに関する記事が載っておりました。私は、とてもよいアイデアだと思い、よい事業だと思って、本町でも取り入れられないかなというふうに考えました。

その内容でございますが、県は2月2日から1カ月間、仙台市内の分譲マンションをモデルに、福祉相談窓口、ワンストップ窓口を設け、住民と外部の福祉サービスをつなぐ実証調査事業を始めたとありました。

まず、このような相談窓口の設置について、どのようにお考えになるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 大変失礼ながら、ちょっと記事のほうを読んでいなかったのですが、詳細にはわかりませんが、高齢者の福祉サービスの一番最初の入り口というのが相談という形になります。今困っていることがないのか、または、どうしたらいいのかという不安に対する相談ですね。そういったことが窓口となりますので、1つの高齢者の不安解消になる1つの手段としてはいい事業だと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 1つの相談窓口ということで、いきっかけになればというお話でございましたけれども、福祉課のほうからデータを頂戴いたしました。

先ほどの町長答弁でも数字的な状況はご紹介あったんですが、65歳以上の高齢者世帯でございます。29年3月末で2,707世帯というふうに申し上げさせていただきました。30年3月末では2,781世帯ということで、1年間で74世帯の増加になっております。

また、30年3月末でございますけれども、高齢者のみの世帯で最も多い地区は、29B区、北船岡になりますかね。30%というふうになったというデータがございました。その2位とか3位、4位くらいは大体同じぐらいでございまして、船岡西地区とか、槻木西、葛岡地区、それから、西船迫二丁目、ここについては27%だったというような状況でございます。

このような、特に高齢者の多い地区に、この福祉相談窓口というものを開設してはどうかと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） マンションとか、そういうふうに集中されている住宅であれば、そういうところも短期間であれば可能だとは思いますが、地区的なものについては、現在の包括支援センターの相談体制で十分ご利用いただけるというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） やはり、行政が一步前に進むといえますか、前に出ていくことが肝要かなというふうに思っております。

仮に設置するのであれば、本町には各地区に集会所というものが設置されておりますので、そこを利用しながら、介護関連の相談ですとか、健康教室ですとか、そういったものが開けるんじゃないかなと。

また、昨年健康つながり基金を活用しまして、健康推進課のほうで健康測定機器等を購入されたというふうに思いますけれども、そういった測定器具の活用なんかも十分図られるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 相談の窓口は、先ほど包括支援センターをというお話をしました。これについては、個別の相談というふうにお考えいただければいいと思います。

議員の発案については、事例については、集団的に1カ所という形で、全体をということであれば、今いろいろな出前講座、それから、「元気はつらつお達者day」等のいろいろな町

のほうから出向いてやる事業がございます。そちらのほうの中の時間を活用しながら、相談していただければ、個人的なことは包括、それからあと、全体的にみんながわかったほうがいいよねというふうなことは、そういった出前講座を利用していただければと思います。

また、先ほどのつながり基金の測定については、健康推進課と今後事業の展開の中で今検討している最中でございますので、活用もできるものと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） ただいまの答弁の中で、地域包括支援センターのお話ございましたけれども、以前私のほうに高齢者のいるご家族から相談があるわけですがけれども、通所介護利用したいけれども、どうすればいいのとか、デイサービス利用したいんだけども。また、介護施設への入居をそろそろ考えたいんだけども、介護認定はどうやって受けたらいいのとか、そういったさまざまな相談があるわけでございます。

私とすれば、まず福祉課に相談してくださいよ。それから、地域包括支援センターにも連絡してくださいよというふうな話をするんですけども、そのやりとりの中で、役場の福祉課は当然ながら、皆さん十分ご理解しているんですが、地域包括支援センターのなじみがないといえますか、名前がよくわからなくて、やりとりしながら、こういうのがあるんですと。センターがあるんですというお話をして、ああそうだったんだねという話になるんですけども、この包括支援センターをもう少し認知していただけるような、今までもPR関係はやっておられると思うんですけども、どのような形で包括支援センターをPRされているのかお聞かせください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 包括の認識というふうなところでは、これまで平成18年から包括支援センターという制度が整いまして、運営をしているということでございます。そのとき初めて包括支援センターという介護サービスの形ができたものですから、もちろん町民の方に認識、どういことをするのかということがわからなかったと思います。それから進みまして、約12年経過する中で、各いろいろな事業について、全てが包括支援センターというふうな形でご相談先はというふうに広報、お知らせ版等を利用していただいて、周知を図っているところでございます。

ただ、なかなかこの「包括」という言葉自体がなじみがないものですから、ああ実際はそうなんだよねということなんです、名前だけがちょっと頭の中に入らないということがあるのかと思います。

また、槻木のほうについては、たまたま第二常磐園というところで特別養護老人ホームの中に同一施設の中に入っているものですから、そういった点で、ちょっと柴田地域包括支援センターのように、船岡の駅前に今あるような形で、すぐ目につくところがないということで、ちょっと槻木方面の方については、なおさらちょっとそういう言葉がなじみがないのかなと思います。

そういったところでありますが、私の感覚といたしましては、ここ十何年の間に十分包括支援センターと言っただけで高齢者の相談窓口ということについては、周知徹底が図られているというふうに認識しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） PR関係については、よろしくお願ひしたいところでございますけれども、例えばお知らせ版、月2回、中旬と月初めですね。この最終ページを見てみますと、暮らしのページというのがございまして、健康を守る行事ということで、いろいろな行事がスケジュールと内容記入されているわけですが、中旬の15日号ですと、そのコーナーはないんですが、このお知らせ版を活用しながら、少し地域包括支援センターのPRを考えてみてはいかがかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 最終ページに全て載せているということではなくて、各お知らせ版のほうの介護関係の事業については、「しゃべり場」であったり、いろいろな認知症の研修会であったりというところでは、全て連絡先がほとんど包括支援センターになっているかと思えます。

そういったところを今は配置の関係で、ばらばらに載せているところがありますので、今後お知らせ版を発行するまちづくり政策課のほうと協議しながら、ある程度記事の位置を1カ所集中という形で載せられるかどうか協議を進めてまいりたいと考えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） それでは、第7期の介護保険事業計画の基本目標に、ひとり暮らし等高齢者世帯の支援の項目がございます。先ほど緊急通報システムの整備ですとか、あとは生活支援コーディネーター絡みの実態調査ですとか、その情報提供ですとか、そんなお話があったんですが、私が昨年3月会議で生活支援コーディネーターの活動の件で質問させていただきました。その中で、ご回答として、活動内容や地域資源などの情報をガイドブックにするよう努めるとありましたが、その後この辺の作業というのはどこまでどう進んでいるのか、おわかり

でしたらお知らせください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 生活支援のコーディネーターの委託につきましては、平成29年度から社会福祉協議会において実施しているところでございます。

29年度については、地域の資源調査ということで活動していただきました。その中においては、第1層コーディネーターの配置、それから、第2層コーディネーターの配置をして、地域の高齢者に限らず、地域が行っているいろいろな資源というものについて調査をさせていただいたところでございます。

それについて、おおむね29年度で取りまとめのほうが終わっておるところでございますが、今度そういったものを地域の資源マップということで、今年度はつくっていくということで、今作業をしているところでございます。

実際にこういった形で完成形が3月までということではちょっと期限がありませんでしたので、たたき台までの部分については、30年度においてできる予定となっておりますところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○2番（加藤 滋君） ありがとうございます。

その生活支援の担い手という意味では、そのとき「いこいの日」をいろいろ行って、お手伝いしているボランティアの方から生活支援の担い手を考えているというふうなお話があったと思うんですが、その辺の状況はいかがだったでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 地域支援事業への移行する生活援助サービス、簡単に言いますと、地域における見守りサービスというふうなところとか、簡易な生活援助サービスを地域というふうな、ボランティアを主体とした地域で実施するという事業に移行しなくてはならないということで、この生活支援コーディネーター事業を通しまして、地域との情報交換を行っていたところでございます。

去年の私の答弁の中では、その旨の事業を強く押していきたいということで答弁させていただきました。その時点においては、十分やれるというふうに考えていたわけでございますが、実際にはなかなかサービスの提供するまで地域としての力という言い方じゃなく、介護力という言い方させていただければ、なかなか難しいのかなと、実態的に思っているところです。

まずは、本当に軽い入り口というふうなところで、地域見守りサービスというふうなところ

で、昨年具体的に言っていました生活援助サービスという、見守りではなくてごみの出し方とか清掃とか、簡易な買い物手伝いとかというふうなところについては、まだまだちょっと難しい状況というふうな、この1年で認識に立ちました。

その結果、地域で計画されております、それに合わせた形の見守りを主体としたもので、まずとつかかればというふうなところで、今構想をしているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○2番（加藤 滋君） それでは、今の高齢者の見守り活動ということですが、主体的にこの見守り活動、実際動いている方々というのは、例えば民生委員さんだったり、区長さんだったり実際に訪問されて、確認しているということでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 基本的には今議員がおっしゃられたとおり、民生委員を中心に地域で見守り活動が行われていると認識しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） そうすると、その見守り活動というのは、例えば民生委員さんなり区長さん方がどのような頻度でどのくらい訪問しているのかというのは把握されているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 個々のケースでいろいろなお話は聞かせていただいておりますが、各行政区ごと、対象者、その対象となる高齢者の状況というのは違いますので、正確にそういったところの部分での把握はしておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） この見守り活動については、民間との協定を結びながらやられているという話もマスコミ等々で聞いているんですが、県内では生協さんとの協定は結んでいるんじゃないか。確認をお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） たしか宮城県としてみやぎ生協と協定を結んでおります。

そのほか、町としては、今現在11団体と安心生活見守りに関する協定締結という形で協定を結ばせていただいているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○2番（加藤 滋君） 生協さんについては、2015年とデータ古いんですが、全国市区町村の4

割強に当たる707市区町村と締結しているというデータがございました。

ただいまの町としては、11団体と、という提携を結んでいるとありましたが、具体的なところ、もしお聞かせいただければ。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 一番最初にみやぎ生活協同組合さんと平成25年に協定を結んでから、現在郵便局の3郵便局、柴田郵便局、槻木郵便局、大河原郵便局、それから、河北新報の販売店ということで、大河原販売所、船岡販売所、槻木販売所、それから、JA仙南サービスさんということ、それからあと、金融機関の3つ、七十七銀行は船岡支店と槻木支店、それから、仙台銀行船岡支店、仙南信用金庫船岡支店と船迫支店となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） ちょっと見守り活動とはちょっと離れるかもわかりませんが、高齢者の家庭、冷蔵庫の中に救急安心カードというものを常備しているといえますか、私ごとですけれども、私の家にもございまして、冷蔵庫見たら、ケースに入っているものが入っていた。これは、ちょっと私も勉強不足なんですけど、現在もこれは活用されているということでしょうか。

それを救急安心カードをどのようなタイミングで誰が配布しているのかを教えてくださいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 救急安心カードにつきましては、現在も事業は継続して実施させていただいております。

手元の資料でございますが、平成26年から配布についてさせていただいて、ご利用いただいているところは2,171人、それから、直近の29年度末では2,214人の方に配布しているところでございます。

このやり方でございますが、年度末に民生委員さんのほうにその容器とシールということで、失礼しました。間違いました。年度末じゃなくて、民生委員さんのほうから必要だということであれば、その入れる容器と、それからシール、救急安心カードをシールというものを用意しまして、それぞれ民生委員さんのほうから配布させていただいていると。希望、手挙げ方式ということで、民生委員さんにご相談されれば、カップとシールがいただけるというものになります。

シールについて、カップは冷蔵庫の中というのが一応基本条件とさせていただいております。

それから、シールについては、そういった、何かあった場合に救急車呼んだ場合、すぐその救急安心カードがあるかどうかわかりませんので、それについては、玄関のすぐ入ったところの裏側といったところに張っていただいて、その後その容器を保管しているところに張っていただいて、救急隊員の方がすぐあり場所がわかるようにということで、シールが3枚用意させていただいているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） この配布は、手挙げ方式なんですか。65歳以上の方々にお配りしているという状況じゃないんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 申しわけございません。先ほど対象年齢のほうをお話し申し上げませんでした。基本的には70歳以上というふうな形の手挙げ方式で、ひとり暮らし高齢者、それから高齢者のみ世帯、それから災害時要援護者、先ほど質問がございました災害時要支援者のほうに対してこの救急安心カードの手挙げ方式で用意させていただいたものになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） わかりました。

ちょっと私のところ、母の分はあったんですが、父の分はなかったものですから、手挙げ方式だったんですね。了解しました。

それでは、ちょっとまた視点を変えますけれども、こういった高齢社会でございますので、元気な高齢者をふやすため、高齢者の方々には地域活動に関する情報提供が必要なんだというふうに思われます。第7期の計画の中に日常生活現役ニーズ調査の結果ということで、健康づくりや趣味等のグループ活動への参加意向という項目がございまして、ぜひ参加したいとか、参加してもいいよという方が58%とあったというふうになっておりました。こういった参加意向のある高齢者への情報提供ですとか、この健康づくり関係の環境整備をさらに推進するとあるんですが、現状はどのような、この情報提供なされているのかお聞かせください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 高齢者の活動に対するということでございます。まず、町、町長が答弁を申し上げたように、町のほうのサービス提供というふうな形で行っておりますもの、それから、地域でやっているものというふうな形で提供させていただいていると。

まず、自分が何をやりたいのかということで、元気であれば生涯学習センターとかご利用していただいて結構だと思います。

また、特に自分、どうでしょうかと、何かやりたいんだけどもというふうなきっかけづくりというふうなところであれば、地域の人たちからお誘いがあれば「いこいの日」とか、各種地域でやっている行事に参加していただくというものもあるかと思います。

また、なかなかできないということであっても、ひきこもり防止というふうな形になれば、先ほど説明したとおり、ランチ会とか、そういったところで、年齢が進むに向けてその段階を経た高齢者への事業というふうな形で展開しておりますので、そのご本人のニーズに合わせた形でご相談していただければいいのかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 本町の人口推計のデータがございまして、2025年には65歳以上の高齢者が1万1,342人と高齢化率が31.6%と、しかも75歳以上では6,248人、17.4%というふうに推計されております。

直近といたしますか、昨年3月末の高齢化率は28.5%、それが31.6%になるという見込みでございまして、この高齢化率ではプラスの3.1%、75歳以上では2018年3月末では12.7%でございました。これが2025年には17.4%と推計されるわけございまして、こちらの率がやはり4.7%アップするというところで、この高齢化の対策といたしますか、支援の必要性がますます高まるんじゃないかなというふうに思いますので、ひとつ今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

続いて、もう一つの協働教育コーディネーターの件でございまして、先ほど役割ですとかお話をいただきまして、この協働教育コーディネーターの仕事、現在3人の方いらっしゃるというんですけれども、現在お仕事を進める上で、養成するような研修機関ですとか、どういう内容で研修されているかというのをおわかりでしたら教えて……、研修は始める前には研修というのはされたんですね。養成研修のような、それがもしあれば教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） もちろんコーディネーターとしては、資質であったりとか、スキルであったりとかということは高めていかなければならないので、実は大河原管内であったりとか、県の研修会であったりとか、そういったスキルアップの研修というのは定期的に行われております。

そういったところに参加しながら、実際は経験、知識とともに経験、実際に行ってやってみるということを通してスキルアップをしていくというような形をとっております。

また、ほかにもスキルアップの方法というのはございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） わかりました。

広報しばた2月号に今お話ししているような学校支援活動関係の記事が載っておりまして、これ非常にわかりやすく、私でもすぐ理解できるような内容でございまして、非常によくまとめであって、いいななんていうふうに思ったんですが、こういう思いは私だけじゃなくて、町民の方からも当然反応はあったんだろうなと思いますが、いかがだったでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 私は、直接お話しは聞いておりませんが、担当であったりとか、コーディネーター、そういった方々については、その協働教育というものがやっぱり有意義だねと、子どもたちにとってはいいねというようなお話しはいただいていたかと思います。

そのほか、いろいろな職業人の方であったりとか、かかわりのある方々で大変多くの方がいらっしゃいます。こういったことで記事に出ると、やはり自分たちがやってよかったなというような実感を持っているようです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） やはりこういう事業をわかりやすく取りまとめで、ご紹介するというのはとてもいいことだと思いますので、役場のほうではいろいろな事業を幅広くやられていると思いますけれども、今後ともこういった紙面を利用しながら、PRに努めていただきたいというふうに思います。

それで、協働教育コーディネーターの守備範囲といいますか、活動は、小学校、中学校でやられていると思いますけれども、どのくらいの業務量といいますか、訪問したりですとか、いろいろな地域の方々とお話ししたりとかしていると思うんですが、その業務量といいますか、どんな感覚で受けていらっしゃいますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） コーディネーターの役割というのは、ある程度ご存じだとは思いますが、多岐にわたります。その場その場で柔軟に対応していかなければならないというのがございますけれども、客観的に見る数字としましては、勤務時間というのはあるかと思えます。年間の3人の勤務時間数が、平成30年度におきましては、これは見込みになりますけれども、2,608時間という時間になっております。

それから、31年度につきましては、もう少し拡充した形で取り組んでいきたいなと思っています。

もちろん学校のほうの要望もございますし、こちらとしても、さらに課題もありますので、充実させていきたいというふうな思いでふやしていこうと思っているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） このコーディネーターの方々の働きは、十分理解するところですが、実際学校に行かれて、先生方のお話というのは、十分に聞いたり話したりしている時間というのはとれているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 学校の教員の先生の受けとめ方ということでよろしかったですか。（「はい」の声あり）それで、少し答弁は簡潔にという議長の要望もありますけれども、少し学校の先生からいただいた、インタビューしたんですが、その内容を若干かいつまんでお話しさせていただきたいと思います。

地域の学校に入るメリットはどのようなところかということに対しましては、ある先生が学校はどうしても閉鎖的な空間になりがちで、外から学校に入りづらいのかなという感じがするんですね。そう考えたときに、このような活動で地域の方が学校に来てくださり、入りやすい学校なんだと思ってもらえたらもっといろいろな方とつながれる機会が多く広がるのではないのかなと思います。学校だけではなく、地域という枠組みの中でいろいろなことに取り組めるのは最大のメリットかと思います。

それからもう一つ、実は総合的な学習の中で竹ぼうきづくりというのがありました。その取り組みの中では、ただ単に竹ぼうきをつくるということではなくて、竹林に行って竹林整備事業ということで、環境を守る活動であったりとか、課題であったりとか、そういったものを行いながら竹ぼうきをつくったということがあったんですけれども、これは、先生のほうからは、自分たちで竹を切り、ぼうきをつくり、そして地域清掃を行うという、ちょっと広げた活動になりましたけれども、活動が一連の計画の中で進められるということは、本当にすごいことだと思います。子どもたちからも自分たちでつくったぼうきで地域貢献ができてうれしかったという声も聞かれました。

全てが成功ということではないんですけれども、学校の先生も実は自分たちでやっぱり感じて学んでいるということもあるかと思います。もちろん子どもが中心なんですけれども、あと、コーディネーターの、地域の方、ボランティアの方ですね。その方もやはり生きがいということもありますし、自己実現、自己表現ということでかかわっていただいて、とてもやりがいがあるなというふうに感じておられる。言ってみれば生涯学習ということも言えるのではないかと

など、ちょっと余計なこともお話ししましたが、そういった受けとめ方です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） ありがとうございます。

学校関係で、今ボランティア、学校支援のボランティアといいますか、「しばたっ子応援団」ということで、この広報しばたにも何点かこういう体験がありましたということで載っていたわけです。

今の竹ぼうきづくりですとか何かもあったんですが、30年度で44件、185回やられているということだったんですが、これ、特に多くリクエストがあるというか、そういう学校側からぜひこれをお願いしたいというふうな項目は特に挙げるとすれば、どういったものがございませうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） お待たせしました。要望が高いということでは、必ず実施するのが小学1年生に入る子どもさんおりますけれども、給食指導補助ということで、各クラスに張りついて、配膳の仕方とか、やっぱりなかなかできない部分があるんですね。そういったところに地域のおばさんとか入っていただいたりとか、あと婦人会の方々入っていただきながら、楽しく、でもきちんとやり方を教えてあげるというような形で入っておるのがございます。

それから、新入生の下校指導補助というのもやっておりますし、あとそれぞれの学習の内容によってさまざまありますので、少しご紹介しますと、庭木剪定であったりとか、白衣修繕、琴体験、登山サポート、布巾づくり、天体観測、そういったさまざまな要望に対して、こちらでコーディネートをしまして、逆にこういったプログラムではどうですかというような、幾つか提案をさせていただいて広がりをつくって、有効な活動につなげているというところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 今の「しばたっ子応援団」の活動ですとか、それから、職場体験学習なんか盛んにやられていると。両方含めまして、子どもたちに好評なことって何か特にございましたらお知らせください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 好評なのはいろいろございますけれども、例えば職場体験につきましては、一旦職場体験する前に、中学校1年生に対してキャリアセミナーということで、職業人が人生観であったりとか、今まで生きてきた経験であったりとか、大事にしたいことと

かというのを話す機会、キャリアセミナーを開いているんですけども、49人の方々今回だったと思いますが、全ての中学1年生に対して行っています。

そういったものに対しては、2つのこまで2人の方から聞くことができますが、それはとても子どもたちにとっては有意義な時間だったなということで、学校のほうでも受けとめ方はこれはいいねと。そのつながりの中で、職場体験というところに結びつけているんですね。

そういった経験をして職場に入っていくことで、今までほとんどそういった経験はないので、新鮮な気持ちで入っていただいて、事業所の方々も子どもたちに教えるというのが結構喜びでもありますし、ただ、気をつけなきゃならないことがたくさんありますので、そういったことをやりながら、とても好評な内容であったと聞いております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） わかりました。

地域とのつながりも大事にされていると思うし、このコーディネーターの方々の役割も大変だと思うんですが、その地域で学校の要望も当然いろいろあると思うんですが、地域からこういうことしてみたいんだけどもというのは、逆にコーディネーターの方に要望されるようなケースというのはあったんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） もちろんそういったこともございます。例えば地域の方々、実際やっている方々のお話を聞くという機会も周りの方でいらっしゃるし、自分はこういうことができるということで、技術、知識、あと知恵ですね。そういったものをお持ちの方はいます。

そういった方々が登録したいということで申し出てくれる方もおりますし、逆にコーディネーターがそういうお話を聞いて、直接出向いてどうですか、やってみませんかということで登録するというケースもあります。

それはケース・バイ・ケースでいろいろな場合があります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 昨年といたしますか、槻木小学校からリクエストがございまして、槻木神楽保存会で神楽を見ていただきました。そういったものはコーディネーターさん通さずにといか、直接やりとりしたものですからあれだったんですが、そういうケースもあるということですね。

ほかにもいろいろあるんでしょうけれども、そういった地域に昔からあるような文化ですと

か、伝統ですとか、歴史ですとか、そういったことも子どもたちには関心があるのかなというふうに思いますので、今後とももし何かございましたら、コーディネーター通してお話いただければというふうに思っております。

最後に、今いろいろお話をさせていただきまして、協働教育コーディネーターさん、今多岐にわたる大変な業務量もこなしていると。現在3人体制と聞いていますけれども、将来増員のお考えですとか、そういったことはあるのかどうかお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 人材という面もございますし、もちろん予算も絡むことでもありますので、ここで増員しますと言い切れることではございませんが、ただ、これからの学校教育の中では、協働教育というのは相当拡充されていくんだろうということが予想されますので、できれば今後も拡充していきたいと、コーディネーターという部分で、思っております。

ただ、問題はやはりコーディネーターとしての資質であったりとか、スキルであったりとか、今まで蓄積してきた培われてきた財産というものをどのようにつないでいくかという部分がまずは大事だろうと。一旦消えてまた最初からという話ではよろしくないもので、その部分を考えながら、拡充していきたいというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋たい子君） これにて、2番加藤滋君の一般質問を終結いたします。

次に、12番森淑子さん、質問席において質問してください。

〔12番 森 淑子君 登壇〕

○12番（森 淑子君） 12番森淑子です。大綱1問質問いたします。

### 図書館を利用しやすく

大型プロジェクト推進計画（試案）概要が示されました。現在の図書館は、平成22年に開館し、間もなく開館から丸9年になりますが、新図書館ができるまで、しばらくは現在の図書館を利用することになります。暫定図書館とはいえ、人口3万8,000人の町の図書館としては余りにも狭く、蔵書があるのに貸し出しできない状況です。

大きな改修は無理としても、現在の建物を少しでも利用しやすくできないでしょうか。

そこで伺います。

1) 来館者数、貸し出し冊数が伸び悩んでいるようですが、原因は。

2) 今後4年間で、貸し出し冊数の3%増を見込んでいますが、そのための方策は。

- 3) 土日には親子での来館も多く、子どもコーナーが手狭になっています。親子が周囲に気兼ねなく絵本を選び、読書や読み聞かせができるよう、子どもコーナーを別室に移せませんか。
  - 4) 閉架書庫は、プレハブを建てるなどして、開架スペースをふやせませんか。
  - 5) 職員数はふえているのに、休憩室が狭過ぎるのではないのでしょうか。
  - 6) 利用者の利便性向上のため、返却ポストを大型商業施設や駅に設置できませんか。
- 以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 森淑子議員の質問にお答えします。

図書館の利用について6点ございました。

1点目、来館者数と貸し出し冊数についてです。平成28年度までは順調な伸びを見せていた貸し出し冊数ですが、平成29年度は、平成28年度に比べ2,500冊ほど減少いたしました。平成28年度は、槻木分室が新たに開館したこともあり、その初年度は多くの方に利用していただき、槻木分室を受け取りとした回送本だけでもおよそ3,000冊の利用がありました。図書館の開館以来、最大の貸し出し冊数と利用人数となった平成28年度と比べますと、平成29年度は減少とはなりましたが、平成27年度との比較では増加しております。さらに、現時点では前年度と比べますと微増となっておりますことから、このまま減少傾向が続くとは想定しておりません。

また、2階のフリースペースの利用者数が前年度に比べ600人ほど減少したことも貸し出し冊数の伸びに影響しているものと思われまます。

2点目、貸し出し冊数をふやす方策についてです。

第6次柴田町総合計画では、図書貸し出し冊数を平成29年度実績の3%増を目標としております。目標達成のための対策ですが、現在の図書館のスペースから蔵書を大幅にふやすことは難しいため、主に3つのことに取り組んでまいりたいと考えております。

1つ目は、現在所蔵している資料を活用し、中が見えない状態で貸し出しするお楽しみ袋などを企画し、ふだん読まないジャンルを読んでもらえるように、読書のジャンルの幅を広げる工夫です。

2つ目は、「読書会」や「恋する図書館」「化学実験の会」「夜の図書館」などの事業を開催し、今まで余り図書館を利用してこなかった住民をターゲットにする工夫です。さまざまな事業を継続的に展開することで、貸し出し冊数の増加につなげていきたいと考えております。

3つ目は、図書館に来ることが困難な体の不自由な方々への郵送サービスや、幼児施設へ出向く「お話の部屋」などのサービス強化を図る工夫です。郵送サービスや出張サービスにより、本に触れ合う機会をふやすことで、図書館の利用や貸し出しにつながるよう、知恵を絞って推進してまいります。

3点目から5点目の児童コーナー、開架スペース、休憩室については、一括してお答えします。

初めに、児童コーナーの移動ですが、森議員もご存じのとおり、しばたの郷土館は、現在も多くの文化的活動をしている団体が利用しておりますので、大きな部屋を児童コーナーとして使用することは難しいと考えております。

しかし、今回ご指摘のとおり、子どもたちのためのスペースが手狭であることと、職員がふえた中で、職員の休憩のスペースが確保できないなどの問題があることは承知しておりますので、今後地方交付税などの動向に注視しながら、児童コーナーの拡張やバックヤードの再整備、さらには講座などを行う集会室の利活用について検討してまいります。

6点目、図書館以外の場所への返却ポストの設置についてです。

森議員がおっしゃるとおり、利用者の利便性を考えますと、図書館以外の場所に返却ポストを設置することが望ましいとは思いますが、現在の利用者の大半の方の本の借り方としましては、図書館に足を運んでいただき、本を返却しながら新しい本を借りていく方法となっております。

1点目でお答えしましたように、貸し出し冊数の伸び悩みを改善する方策の1つとして、図書館に足を運んでいただき、多くの方に利用していただくことに重点を置きたいと考えておりますので、現在のところは、図書館以外の場所への返却ポストの設置は考えておりません。

しかしながら、利用者の利便性の向上は、利用拡大にもつながることから、利用者の目線に立った利用したくなる図書館を心がけ、ほかの図書館での事例なども参考にしながら、今後も利用者の利便性について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 森淑子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 年間の図書の購入数、それから、閉架書庫には何冊ぐらいあるのかお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 480万円ぐらいの予算を持って購入しているので、ちょっと冊

数については詳しくは、今手元に資料はございませんが、1,000円か1,500円ぐらいで割れば大体冊数は出てくるのかなというふうに思います。

それから、閉架書庫分につきましては、約、去年の12月でしょうかね、その時点で7,200冊程度だったかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 480万円分、1年に購入しますと、その分現在ある開架書庫のほうから閉架書庫のほうに移すということによろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 廃棄する部分も出てきますので、あるいは頒布するというケースも出てきますので、そういったことで、閉架書庫がその分、数がふえるとは、単純には計算にはならないとは思いますが。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） ことはやや微増、去年と比べるとやや微増ということですが、図書館要覧を見てみますと、一番多く本を借りている年代が30代なんですね。その30代の人のうち、男性、一番多くて1,404人が登録されているんですが、男性が309人で女性が1,095人と、かなりの開きがあるんですね。その図書の選書の方法というのは、そういう、余り図書館に來ない、來られない人たちに対する本の選び方とか、そういうことは考慮されているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 考慮はしておりますけれども、それが実際に効果的にいつているかどうかということについては、ちょっと検証したりとか、分析してみないとわからないんですが、そういったことが影響しているとすれば、それに対する、やっぱり今後対応を考えていかなければならないなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 閉架書庫に7,000冊ありまして、480万円分の本の廃棄がどのくらいあるかわかりませんが、年々閉架書庫の蔵書はふえていくわけですよ。

お楽しみ袋というのも借りたことがあって、なかなかおもしろいなと思うんですけども、こういうことだけでは、なかなかどんどん閉架書庫のほうにふえる一方と思うんですけども、移動図書館というのは、考えていないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 現時点では、移動図書館というのは、想定はされるけれども、

実際にやるというところまではいっておりませんが、例えば槻木分室であったりとか、公民館、そこで十分な図書があるとは言えない部分も確かにあろうかと思いますが、そこで借りたいと思う場合は、そこから申し込んでいただければ、そちらにお届けをしまして借りることは可能なので、当然そういうふうな形で、充実させていきたいなというふうには思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（森 淑子君） 届けるというのは、槻木分室に届けるということですか。自宅に届けるわけではないですよね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） そのとおりです。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（森 淑子君） 先ほどの利用者の数なんですが、71歳以上の利用というのはかなり少ないですね。71歳以上というと、普通一般的には一番時間に余裕のある人たちと思うんですけども、その人たちの利用が非常に少ないというのは、理由はどうお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） その点につきましては、私のほうでも分析が十分に進んでおりませんので、それにつきましては、今後なぜかということについては、いろいろとご意見をいただきながら、対応できれば対応していきたいなというふうには思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 年代別の男女の比率をみますと、どの年代も女性のほうがずっと多いですね。男性より。唯一71歳以上のところだけ男性が多いんです。まだ分析はされていないということですが、私の感覚では、多分足の問題かなと思います。

高齢者ですと、男性のほうが免許を持っている人が多いので、若い人は女性でもかなり移動手段として車を運転されますけれども、そういうことを考えますと、やっぱり移動図書館というのは必要じゃないかなと思いますが、

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） それでは、その辺も含めて、私も今、年代別の登録であったりとか、利用状況、それを改めて確認しておりますので、それも含めて検討させていただきたいと思っております。

それから、行く行く新図書館ができてくるとは思います。若干時間はかかるかと思いき

れども、そういったところで充実した形で行っていけるかどうかというものも含めて、考えていきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○12番（森 淑子君） 全国的には移動図書館というのは減っているそうなんです。車が不要になって、不要になった移動図書館車は、アフリカなどに譲渡されているそうなんです。本町でも新車を買う必要はないと思うんですね。

今の図書館がオープンするときにも、書架を白石女子高校と白石高校から寄贈されているんです。学校の統合とちょうど時期が重なったので、不要になった書庫をいただいて、オープンにこぎ着けていることですので、新車にこだわることもありませんので、宮城県のアフリカということで、譲渡のお願いを、多分図書館協会などは情報を持っていると思いますので、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 貴重な情報ありがとうございます。そういったこと、前にシンポジウムの中でも瀬戸内市の図書館で当初のころは移動図書館ということでやられていた経緯があったかと思います。そちらとこちらの状況というのは多少違うかとは思いますが、そういったことも考えながら、情報いただきましたので、検討させていただきます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 今の続きなんですけれども、今高齢者の中で断捨離がはやっております。せっせと持っている本を処分している方も多いと思うんですが、車の運転も高齢になるに従ってできなくなって、免許証を返上ということがふえておりますので、やっぱり移動図書館は、これから、よそでは減っているかもしれませんが、もしかしたらふえてくるのではないかなと。需要は増すと思っています。

みやぎ生協などでも先月から移動販売始まりましたし、コンビニやスーパーでも配達するところがふえてきておりますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

それから、子どものコーナーなんですけど、交付税の動向を見ながらということですけども、交付税がことし入れば、ことし実現すると考えていてよろしいんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 今、町で大きなプロジェクトであったりとか、さまざまなものが動いております。交付税の関係で、もちろん多く入ってくるということと、あるいはふるさと納税、そういったものの寄附、そういったものがあるということについては、後押しにはな

るかと思えます。

できれば、来年度ぜひ子どものスペースを拡張していきたいなというふうに思っております。休憩室につきましても、ご存じのとおり、バックヤードでちょっと狭い状況なので、あそこその真ん中のインターネットコーナー、閲覧室、それから、子どものコーナーということであると思うんですが、その閉架書庫の面積部分を別なところに移す形で、あそこの3つ、4つあったスペースを3つをうまく有効活用していけるような形をとっていくと。

子どもたちの利用がしやすいようにということで、形としては、声がなかなか外に漏れないような構造にして、安心して見守りながらやれるというようなところで、これは財政当局とも相談しなければなりません、こちらとしては、来年度整備していければいいかなというふうには考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 休憩室の狭さについては、よく理解はされていると、ちょっと答弁をいただいていたと思います。

本当にひどいところで休憩とっているなということで、前から司書の人が入り出しているの、あそこは何か、閉架書庫かなと思っていたんですね。聞いてみたら、休憩室だということで、最近中を見せてもらいましたら、穴蔵のようなところで、本当に気の毒だなと思いました。

職員、司書の人たちからは、そういう苦情は今までも来ていたんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） やはり、こちらには余り聞こえてきませんが、我慢して、ああいうスペース、限られたスペースなので、我慢して使っていたという状況だと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） では、返却ポストの件なんです、返却ポストの件は、複数の、何人かの人からもっとふやしてほしいということは聞いています。30代ぐらいの小さいお子さんを抱えた方、なかなか忙しくて、図書館まで、借りるのは借りに行くけれども、期日までに返しに行くのが難しい。大型商業施設の前であればいいなど。あとは、50代の男性からなんです、通勤のときに駅の前があると助かるなということでした。

郵便局のポストはあちこちにあるんですね。駅前にももちろんありますし、船迫のイオンの前にもありますし、ビッグのほうにもありますし、回収に歩くのは大変かもしれないんです

けれども、忙しい人たち、なかなか日中時間とれない人たちにとっては、やっぱり必要なものではないかと思うので、何カ所か、早目にふやしていただけないかなと思いますが、

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） そういった事例もあることは承知しておりました。

例えば役場で前に何度か証明書を交付するのに、駅に置いたりとか、いろいろなところに置いたケースはあるんですけども、かなりごみを入れたり、壊されたり、ちょっと問題が多かったということがありまして、だからといって今回問題が起こるかどうかなどはわかりませんが、その辺につきましては、ほかの自治体の事例、問題点も含めて、ちょっと調査させていただきまして、より効果的な方法ということで考えていきたいとは思いますが、基本的には足を運んでいただきたいというのがこちらのほうの思いでございます。

それから、先ほど移動の関係で、こちらに来れない方については、つけ加えですけども、郵送サービスというのを今仕組みを考えております。こちらに来れない方に対しては、郵送でお送りして、返却していただく。ただ、これについては、まだ煮詰まっておきませんので、そういった方法も複合的に考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） 郵送はとても親切でいいことだとは思いますが、閉架書庫にある分は眠っているわけで、登録者数の中の1割は町外の方のようですね。町外の方に柴田町の図書館の話をお聞きすると、小さいけれども、新しい本が多いという声がありました。

閉架書庫に眠っている分もそんなに古いはないと思うんですよね。ですから、ただ眠らせておくのはもったいないので、移動図書館車には2,000冊ほど本積めるそうなので、そういう方向で、眠っている本を生かしていただけたらなと思います。

まだ何年先に図書館ができるかわからないわけですから、どんどんふえる一方というふうになりますので、有効な活用をお願いしたいと思います。

それから、町長の施政方針の中に、昨年の全国学力テストでは仙台市を除く宮城県の平均正當率が小学校で最下位、中学校でも下位となったとありますが、このほかにも、不登校や自殺の多い町です。こちらは。私は、私個人の気持ちですけども、私は小さいころから読書に親しむ習慣がなかった、長いこと図書館のない町だった。中学校の図書館も鍵がかかっている状態が続いていたということも影響しているのではないかなと常々感じております。

財政上の理由でなかなかきちんとした図書館はできませんけれども、今度中学校のほうにも司書が入るということで、もっと活発な読書活動が子どもたちの間にも広がるのではないかな

と思っております。

ただ、今の状況いつまで続くのかと考えると、とても何か悲しい状況なんですけれども、一日でも早く今の状況を打破していただいて、休憩室の確保と子どものコーナー、閉架図書の活用を考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） これにて、12番森淑子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時再開といたします。

午前11時58分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

17番水戸義裕君、質問席において質問してください。

〔17番 水戸義裕君 登壇〕

○17番（水戸義裕君） 17番水戸義裕です。

いや、けさ駐車場混んでいて、大変でした。議会のある日、駐車場混みますので、早くとかという連絡あればもっと早く来るんだけど、2カ所、3カ所ほど回ってやっとあきまして、ひとつよろしくお願いします。

それでは、始めます。

#### 町の認知症対策は

ここ最近、認知症患者数の増加や認知症患者と家族の抱える問題の深刻さが社会問題化されるようになりました。しっかりとした認知症対策を行わなければならない重要な社会問題であることが、定着してきています。多くの町民が認知症について正しく理解し、地域全体で認知症の人やその家族を見守り、支える環境の整備が必要と考えます。

そこで、認知症対策は、現在においても、将来においても、本町の最重要課題の1つであるとの観点から、以下について質問します。

- 1) 柴田町における認知症患者の現状は。
- 2) 認知症にかかわる相談窓口における相談件数は。
- 3) 認知症初期集中支援チームなど、支援の活動状況は。

4) 本町の認知症への取り組みについて、どのように普及、啓発していますか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員、認知症対策、4点ございました。随時お答えをします。

認知症の患者数という点においては、正確な把握は行っておりませんが、要介護認定の「認定調査票」から算出した人数は「認知症高齢者の日常生活自立度」判断基準Ⅱ a 以上の方で、平成30年3月末現在1,004人となっています。

この判断基準の例としては「日常生活に支障を来すような症状や行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる」方、また、それ以上の症状や行動として「たびたび道に迷うとか、金銭管理でミスが目立つ、服薬管理ができない」など、以上の症状や行動が見られる方となっています。

高齢者の認知症にかかわる相談窓口は、主に柴田町地域包括支援センター及び槻木地域包括支援センターが相談の窓口となって対応しております。

認知症関係の相談件数は、平成28年度は2カ所の地域包括支援センターの合計で延べ623件でした。また、平成29年度においては、同じく合計で延べ597件となっております。

なお、主な相談内容は、専門の医療機関の紹介や認知症予防に関する相談となっています。

3点目、本町では平成30年2月に支援チームを設置いたしました。この事業は、年齢が40歳以上で認知症が疑われ、在宅の生活を送っている方で、医療サービス、介護サービスを受けていないなどで、認知症の行動、心理症状により対応に苦慮している事例を対象といたします。

今年度の活動状況ですが、このような事例に該当する対応困難な1名の方の支援として、町保健師及び柴田町地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が対象者の自宅を複数回訪問し、その後専門医とともに必要な医療や介護サービスの調整、家族支援などを包括的に行いました。

4点目、本町では認知症についての普及・啓発として、毎年槻木生涯学習センターを会場に、認知症を知る講演会を開催しています。本年度も2月9日の土曜日に9回目となる講演会を「認知症グループホーム」をテーマに開催いたしました。

来場された方には、パネル展示による活動の紹介や認知症関連の資料提供も行いました。

また、認知症の方やそのご家族の見守りや支援を目的とした、認知症サポーター養成講座も開催しており、行政区や町内の企業、さらには高学年の小学生を対象に実施することで、認知

症への取り組みの普及・啓発を行っております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 水戸義裕君、再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 認知症は、とにかくふえる、ふえると言われて、2035年ですか、5人に1人と、これ私27年に質問したときもそうですが、この会場に今全部で43人います。その中の5人の1人は認知症になるという計算だということがわかりやすく言うとそういうことになります。

そういう意味では、8人かなと、その中の1人かもしれないなと思いながら、今回認知症の質問をいたします。

認知症になったら何科を受診すればいいんでしょうか。これについてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まず、かかりつけ医のほうに受診をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） かかりつけ医は、今柴田町に何人いらっしゃるのか、わかっていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） かかりつけ医というのは、ふだんその方が受診している病院、医院のことですので、通常大体身体のほうですと、内科が主だと思いますので、その病院の数、医院の数ということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） かかりつけ医ということだったんですが、例えばの話ですけれどもということになりますが、課として、担当課としては、こういう、例えば脳外科とか何か精神科とかといったような、アドバイスをすることとはしているんでしょうか。例えば、地域包括に相談に来る人に対しての答えもそうですが、どこに行けばいいのかという診療科についてのアドバイスとかというのはなされているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 診療科という形で認知症の検査とかしていただくということであれば、精神科ということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） そうですね。今言いました脳外科、精神科、神経内科、最近では物忘れ外

来というのができている病院もあるらしいですけれども、そういったことで、相談の窓口として、知り得る限りの情報を教えていただくということは、認知症本人の方はわかりませんが、家族にとっては頼りになる相談窓口だということになるのかなと思います。

それで、家族と一緒に暮らしていれば、認知症になったかどうかとか、なっているかどうか、進行しているかどうかというのはわかると思いますが、ひとり暮らしのお年寄りの場合は、これどうなるんでしょうかね。この辺についてお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 認知症のほうについて、自覚症状があるかというふうな点でお答えすれば、かなり難しいのかなと思います。

加齢による物忘れというふうなことの経過と認知症の経過が同時というか、並行していくということから、初期の段階において、認知症というふうな形で受診をするというのはほとんど困難だと思います。

ですから、認知症を理解していくというふうな形では認知症を知っていただくということが大切なのかなと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） こっちも聞きながら、非常に難しいことを聞いたなというふうに思いますが、現実ひとり暮らしの方がふえてきているという実態が、この7期介護保険事業計画のデータによると、7.69とか、これは22区かな。データによると29.56は、先ほどの町長の同僚議員の質問ではそれが7.69と、それから6.35、片や30.5になっているということで、ひとり暮らしとかひとり暮らし世帯がふえているという状況がありますので、この辺については、非常に難しいけれども、やっぱり何らかの対応をしていかなくちゃいけないんだろうというふうに思います。

認知症の方々に対する災害時の対策、対応、先ほどの質問でもありました。いわゆる災害弱者と言われる人たちの避難を含めて、これがグループホームとか入っているところもあって、これはそこで管理するというふうになると思うんですが、結構在宅の方もいるという状況もあることからいくと、災害のときにはどういうふうにすればいいのかなというのを町としても固めておかなくちゃいけないんじゃないかなというところで、実際どのようになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 認知症の方、特にひとり暮らしの高齢者の中で認知症の嫌いがある

という方については、さきの質問にもありましたとおり、災害時要援護者というふうなところで登録していただいて、地域の防災組織のほうで認知症の方だということを認識しつつ、その訓練やまた災害時の対応をしていただくということになるかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 例えば、今地域ではそういうふうに、結局隣近所の人がそれを承知していないとわからないと。隣のじいちゃん、ばあちゃん、あるいは40歳以上で、いわゆる若年認知症といわれる方がいたとしても、わからなければ、そういうことは現実には助けるとかという場面は絶対ないんだろうと思います。

この辺については、今やはり認知症、今から15年くらい前になると、痴呆症とか言われた時代から比べても、まだ認知症対策というのはまだまだ制度が始まったばかりかなというふうな印象も持っています。

前回27年に質問したときも、私の祖父が当時痴呆症と言われるようになったという話はしていますけれども、そういったことで、今はグループホームとかに入っていると、公益社団法人の日本認知症グループホーム協会というところから災害時介護派遣チームDCATというのが創設されて、事業継続、BCPの構築の2つの視点からということで、これに対して対応しているということらしいので、これについては、今後に期待したいというか、どういうふうになるのかなというふうに思います。

それで、前の27年が私、28年が同僚議員がやっていますが、認知症の初期集中支援チーム、これを30年度から開始できるように準備を進めていくと、当時の担当者から答弁ありました。30年度ということは去年です。今、年度中ですけれども、そういった意味で、今その集中支援チームはどのような動きをしているか、状況を聞きたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 認知症の初期集中支援チームにつきましては、昨年2月にそのチーム体制を整えたところでございます。

メンバーといたしましては、認知症の専門医1名、それから、柴田包括支援センターのほうで2名、それから、槻木包括支援センター2名、それから、役場の保健師1名の6名体制で今進めているところでございます。

事例につきましては、この初期集中支援チームの対応する認知症の事例でございますが、町長答弁にも申し上げましたとおり、対応に苦慮する事例に対して対応するということになっております。

ですから、通常の場合、生活において認知症の場合については、各介護サービスを利用していただきますが、困難な場合ということで、主には、認知症の要するに診断を受けられない、病院に行かない、自分で認知症として理解していないために生活が不便を来しているといった事例が1件ありまして、それについて、初期集中支援チームのほうで組織的に対応をさせていただきます。

親子の家庭の2人で、母親のほうで認知症が進んだということでございまして、訪問しまして、失礼しました。最初に、銀行のほうから何度も通帳を紛失したということで、再発行が欲しいという内容のことが数回繰り返されたということで、そのお宅に訪問しまして、医療を受診することを説得させていただきました。

結果、何とか病院、仙南サナトリウムのほうを受診していただきまして、審査の結果、認知症ということが判明いたしましたので、即時入院といった形で対応するとともに、息子さんのほうの対応も並行して行ったという事例がございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 支援チームを2月に整えて、現在6名体制。ただ、この中に医師はいないんですね。今聞いたところによると。例えば、これに医師とかは入るとかということはないんでしょうかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 最初にお答えしたとおり、このチームには、専門医という形で1名入っております。

それで、前は柴田町のほうに開院している病院のほうに置いていたんですが、その医院のほうが開鎖したことによって、サナトリウムのほうの先生ということで、柴田町の専門医というのは、サナトリウムの先生ということでご了解を得て配置ということになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） それから、認知症サポーターですか、サポーターも平成28年、前回の質問のときで町内2,000人のサポーターがおりますと。それから、28年ですから、28年の2月現在ですから、今現在何人いるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） これまで認知症サポーター養成講座を受講していただいた方、合計延べ人数になりますが、2,399名となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 受講されたということで、サポーターとしての活動まではっていない  
んでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 認知症サポーターというふうなところでは、特に活動というのが具  
体化していることではありませんので、認知症をまず理解して、認知症の特性行動をわかって  
いただくということで、サポーターという形で、日常にもしそういうふうな方に出くわしたと  
きにサポートをお願いするというふうなことで、受講したからといってすぐ何かをしてくださ  
いというものではございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。

まず、この認知症を理解するというところから始まって、それからということであるという  
ことですので、必ずサポーター養成講座を受けたから、私がサポートしなくちゃいけないんだ  
というのとはまた違うというのは、このサポーターの養成講座というのは、人数は何人以上と  
かというふうにならないと、やっぱりできないものなんでしょうね。1人、2人ということで  
講座ということはないでしょうから、私の得た情報だと、全国キャラバン・メイト連絡協議会  
というところで、10人以上だと、これは市区町村と共同でサポーター養成講座が開けるとい  
うふうなこと書いてあるんですが、うちの本町でやるときは、その辺の人数というのは1回どれ  
くらいなのかなということでお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 基本的に、出前講座で行わせていただいておりますので、10名以上  
というところを基準にさせていただいておりますが、認知症を知るということがメインでござ  
いますので、当日欠席とかということも多々ありますので、その辺は基本10人ということでご  
理解ください。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。

それで、この養成講座に出席して講座を受けられた方に感想というか、どう感じましたかと  
いうようなことをアンケートみたいに質問というか、お聞きしたことあるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） サポーター養成講座実施後すぐにアンケート調査をさせていただ  
いております。

その中で、講習の内容についてということで、認知症が理解が進んだというふうな回答をいただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） やはり、受けてもらっただけじゃなくて、いかに感じて、どうしなくちゃいけないと思ったかなみたいところまで聞いておかないと、ただ講座開いただけだということになりますので、やはりその辺は大事なことだろうというふうに思います。

それで、地域支援推進員というのもありますよね。認知症の地域支援推進員、これもまさにメンバー的には医師、看護師というふうなことになっているんですが、本町での地域支援推進員というのはどういうふうな状況になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 地域支援推進員というふうな形、認知症と頭につけていただくようになりますが、認知症の地域支援推進員ですが、こちらのほうは、県の講習を受けまして、認知症に係る推進をしていただくということで、現在その研修を受けた方が初期集中支援チームの一員となって活動していただいているということで、包括支援センターで5名、役場職員で3名の者が受講して、推進員となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。

それで、このいわゆる今まで聞いたサポーターとか、支援推進員とか、それから医師もかかわっているということで、この介護士もかかわっているということから、医療と介護関係の連携ツールというのはどのようになっているのかということでお聞きしたいと思うんですが、こういう、例えば認知症支援において、医療と介護の関係者が認知症の状態や対応について情報を共有するというために作成された連携ツールというのがあるということなんだそうですが、本町ではこのことという、ツールというのはあるのかどうかということでお聞きしたいと思いますが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まず、認知症というふうなところでは、先ほど一番最初の質問にあったように、かかりつけ医のほうにということでお話しして、かかりつけ医のほうに介護申請の際に認知症度というふうな欄があります。そちらのほうに記入するというので、自立なのか1なのか、または4というふうな大変重いもの……、重いのかということですが、つけていただきますので、そういった形のとときに、包括支援センターのほうから特に同席をしていただ

いて、そういったところに認知症の方であるとか、先生にお話しすることなんかも連携の1つというふうに捉えておりますし、また、地域包括支援センターに相談があった場合に、先ほど言ったように、先生に今のかかりつけ医のほうに受診していただくということになりますので、そのときにケアマネが同行するとか、あと、認知症というふうな形では認知症というふうな形が病名がわかりましたといったところにおいては、認知症の方が在宅で生活を継続するために、どのような介護サービスを受けたほうがいいのか、また、どのようなところに注意したらいいのかということをお聞きしたいと、主治医のほうに確認を入れたりということで、先生に介護側から、また、先生のほうから介護側へというふうな形で連携が進められるという形になってございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 認知症は、当然介護保険の対象にもなるということから、介護士が当然かかると。それから、医師もかかるということで、医療と介護の連携というのは絶対必要だろうということ、今全国的というよりも、実際そういうことを自治体としてやっているところもあるということなので、今後それも連携を強めていくようなことにしていただければと思います。

それで、認知症ケアパスという、いわゆるガイドブックと言ってもいいんでしょうけれども、これについて、本町では27年3月ですか、たしかケアパスが発行されていますが、これについて、今現在どのようになっているかということをお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 議員のおっしゃるとおり、27年3月に作成をさせていただきました。

このケアパスについては、一部改定を30年の1月に、昨年の1月に一部改定をさせていただいております。

簡単にケアパスと言われてもちょっとぴんと来ない方もいますので、この認知症のケアパスというのは、その認知症の進行段階、進んでいく段階においてどういうことが適切に行われればいいのかといったものをあらわしたものでございます。例えば軽度の認知症ということであれば、老人クラブやいきおいの家、ランチ会など、そういったものに参加も可能ですし、在宅での生活も自立、例えば介護保険サービスを使わなくても自立生活が可能なレベルと。こういう場合においては、ふだんの生活についてかかりつけ医に相談したり、それから、その生活についての介護保険を使ったほうがいいのかとか、そういったところのレベルが軽度の場合ではこういうふうなレベルですよと書いてあります。

例えば、中度であると、どうしても服薬管理とか、そういうのが難しくなって、金銭管理、

服薬管理が難しくなってきた場合には、そうしたら家族の方、在宅の場合ではどういったレベルということが示してあるのがケアパスというふうな形のものになっているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） これがこの7期の介護保険事業計画にもこれについて啓発普及に努めるというふうにあります。これのいわゆる町内での認識度合いというのはどんな感じだというふうに受け取っておられるか、感じだけでいいですので、要は、認知症というものを知ってもらうということから、このガイドブック、ケアパスについても、やはり周知して知ってもらわないと、ただつくって、書庫に眠っているというふうになりかねないというふうに思いますので、これについての、今の町内での認識度合いとか、それからさらに、この計画にも書いてあるとおり、普及啓発に努めたいということで、どのように考えているかをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） このケアパスについては、一般町民の方に公にしているというものではございませんで、介護職、医療職というふうなところの分野に携わる方に対して一応出しているというふうなものでございます。

現状、この部分について、特に公にできないわけではございませんけれども、ネット上にも出ている物件でございますので、全国的には大体似たり寄ったりのもので、ただ、病院名とか、それから地域のそのサービス、そういった固有名詞が出てくるところがあるので、一応そういったところを踏まえると、出していないということです。

今後のことなんですが、公にするというふうなところですね、町民の方にも理解していただくということから、公にするのはやぶさかではないかとは思いますが、ちょっと今私のこの段階ですぐこういった形で周知徹底を図るというふうなところまで、ちょっと大変申しわけございませんが、一般の方というつもりは頭になかったものですから、事業所関係、事業所というふうには公表しているというだけの答弁となります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） なかなかその辺が難しいところだと思うんですね。うちは、正常なのに何でこんなもの来るんだみたいなことになりかねないということもあると思いますが、柴田町の認知症対策の方向性というものも関係する話をちょっとしますと、大崎市では長期目標ということで、「いつまでも生き生きと認知症になっても安心して暮らせる大崎市」とかというふうなキャッチフレーズと言ったらちょっとあれですけども、こんな感じで、それから岩沼市では認知症……、これは岩沼市じゃなくて東大阪市ですか、「安心ガイドブック」とか、岩沼市

もそうですけれども、安心ガイドブックといった形で、東松山市、いわゆる各自治体でこういったことをやっているんですよね。町も本町としてもやっているということから、大崎市のように、生き生きと、認知症になっても安心して暮らせるというふうなことが言えるようになればいいと思うし、そのためのこういった方向性というものをやっぱり示していかないと、なかなか町民にも、それから、関係する人たちにも何をやりたいのか伝わらないということもあるのかな、なんても考えたりしましたので、この辺について、今後どのようにしたいとか、方向性を決めて、それについて対策をしていくとかというようなことがあればお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 具体的なところというふうなところで、計画にも入っているところは、認知症対策のところの大きなところはないんです。

ただ、先ほど言ったキャッチコピー、認知症になってもといったところについては、そういったスローガンを掲げ、認知症になっても、または徘徊ができる町だとかというふうなキャッチを掲げている市町村があることは知っておりますが、それが実際にそのスローガンが認知症の人たちのための本当にスローガンなのかというふうに、いつも私は当時者目線で考えているので、実際にはちょっとなかなかそういったアピールというふうな形で掲げることはちょっと難しいのかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。

非常に個人の尊厳にもかかわるといふ、この認知症対策というのは、そういう意味ではなかなか難しいところがあると。その難しい中で、最近徘徊と呼ばないでくださいといった運動が繰り広げられているのはご存じだと思うんですが、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 徘徊というふうな言葉を言いかえるといったところでございます。

なぜかということですが、認知症に対する誤解や偏見を招くおそれがあるといったことで、各自治体はその徘徊という呼び名について、言いかえをし、ひとり歩きとか、または、大体ひとり歩きが多いんですかね。外出中に行方不明になるとか、そういうことで、徘徊ということを使わないというふうなことで、動きが広まっているということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） この徘徊と呼ばないでというのは、健常という言葉は悪いですけれど

も、いわゆる認知症になっていない人たちが言っている話ではなくて、認知症の初期の段階の当人たちから徘徊とは呼ばないでほしいと。最初は目的を持って歩き始めたけれども、途中からわからなくなったということで、散歩とまでは言わなくても、大体そういったような声が聞こえてくる。それが意味もなく、目的もなく、ただうろうろしているから徘徊というのは、どうなのかといったことで、今各自治体でも、それから、新聞社のどこだったかな、朝日新聞ですか、徘徊という言葉は使いませんといったようなことで、今、世の中はどんどん徘徊という言葉じゃなくてというふうなことになっているということなので、こういうこともどのようにしてこれをただ周知していくかという、非常に難しいのかなとは思いますが、やはり、当然最初からもう全然自分も場所も名前も家族も兄弟も子どももわからなくなるわけじゃなくて、うちでもそうでしたけれども、だんだん時間がかかっていって、本当に認知症になるという状況を私も経験していますが、そういうことになるわけですね。

だから、最初はわかって、時々私……、回線がつながると言うんですけれども、なって、自分自身も周りにもはっきりすると。それがまた何かの拍子で回線が外れて、自分が、私は誰、ここはどこみたいになるんだといったようなことから、その初期の段階の人たちまでと一緒に徘徊と呼ばれるのはということで、今社会的にそういうことがどんどん見直す自治体がふえているということなので、この辺についても今後考えていただければなということをお願いしたいと思います。

そして、このいわゆる徘徊することによる危険性というのがまた一緒に裏表のようについて回る。例えば線路に足を踏み入れたり、それから交通事故に遭ったりということが至るところでというくらいにあるんだそうです。そして、家族が損害賠償の請求されるということになるということで、賠償責任保険ということで、例えばですけども、こうしなさいという話ではないんですが、東京都の中野区では、認知症の人による徘徊中の事故などで家族らが損害賠償請求される事態に備え、区が公費で民間保険に加入して賠償を肩がわりする制度を導入する方針を19年、ことしの2月7日に明らかにしたというふう書いてあります。

区議会の関連経費69万円を盛り込んだ予算を提出して、来年1月の導入を目指すということで、対象は、認知症と診断された区民100人で、申し込み順、区は、区民にかわって年約2,000円の個人賠償責任保険に加入する。賠償額は、最大3億円というということがありますが、これについて、その徘徊という言葉使わないということですが、ただ、その中での事故になった場合の家族が、それに対して賠償するということになるといったことを救済事業としてこれが始めたということだと思っていますが、本町でやれるかどうかというのはまた別なんです、こ

ういったことについて、どのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 認知症に関する損害保険ということで、自治体が加入する保険というふうなことで、昨年9月ごろに新聞に載った記事でございます。

神戸市のほうで始まったこの制度でございますが、確かに検討する余地はありだというふうにあります。

最高裁までいったこの認知症の損害賠償の案件につきましては、たまたま損害賠償を認めなくていいというふうな形ですね。被告側の息子さん、それから、奥様のほうに旦那さんの認知症による電車停止に係る損害賠償についての請求は認めないということで、却下になりましたが、まず、奥様のほうが軽度の認知症で、旦那さんを介護する状況になかったということが1つ条件になっています。

それから、息子さんは同居していないで、遠くに離れていたのに、介護ができない状況ということから、電車のほうの損害賠償は却下されたんですが、これが近くにいたり、普通にしていた場合に生活したときに、そういう事故が起こった場合には、損害賠償の対象になり得ると、逆に怖い判決だったわけです。

それからすれば、実際的に電車をとめるという一番損害額が多くなるであろう、そういったところにおいては、個人でそれを負担することはなかなか難しいと思いますので、この案件については、町の1つの課題だというふうな形で認識しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 課長言ったように、やっぱりこれは非常に簡単にと……、本来国がすべきではないかというふうに、私も考えたりもするんですが、ただ、各自治体、私が調べたところでは、葛飾区とか、それから横浜市かな、何かそういったことで、大和市でもそうです。そういったことで、だんだんふえてきている。

ただ、認知症が確定ではなく、人数把握というのも確実な人数ではなくて、さっきの町長の答弁であったように、わからないと。確定的な数がわからないということから、やはり5人に、平成35年に間もなく5人に1人か7人に1人になろうという時代が来るといことになると、当然それは必要なことになるのかなというふうな感じも思いますので、今後の課題ということで、検討していただければと思います。

それから、3年前にもお聞きしましたMC I という、いわゆる軽度認知障がいの方、これについてお聞きしたいと思うんですが、本町ではこの軽度認知障がい、MC I という、これ放っ

ておくと5年には確実に何%だったかな、40%の人は認知症にとステージが進行するという  
ことなんだそうで、今現在町内にこれを把握しておりますかどうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 大変残念ですが、把握はできない状況ではございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） なかなか難しい。このMC Iに定義というのがあるんだそうで、記憶障  
害の訴えが本人、または家族から認められている日常生活動作が正常、全般的な認知機能は正  
常、年齢や教育レベル影響のみで説明できない記憶障害が存在する認知症ではないなどという、  
こういう判断するのも非常に難しいのはこれなんだと。ただ、いわゆる放っておくと5年間で  
40%の人が認知症とステージが進行するということでは、当事者の方からとか、家族からとか  
という申し出がないと、恐らく調べようにもちょっと個人の尊厳にもかかわることなので、な  
かなか難しいだろうというふうには思うんですが、できれば、把握できるような方策も今後考  
えていって、5年たっても40%にもならないような方たちの、やっぱり策をやっていただきた  
いと。

その中で、今ちょっと言いましたけれども、若年認知症の方もふえていて。65歳未満で認  
知症を発症した方のことを若年性認知症と言うんですが、この数についても把握されているか  
どうかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 本町の若年認知症の数でございますが、1,004名の、先ほど言った  
認知症の方々のうち、若年性認知症の方が16名……、ちょっとお待ちください。済みません。  
若年性認知症となる方については、19名。先ほどの主治意見書のⅡ aで60がついている方で64  
歳以下の方という形で19名おります。

そのうち、一般的に発症という形である方が5人の方が発症しているというふうなところで、  
認知症と認定されている方ですね。診断を受けている方が5名という形になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 若年性認知症の方というか、これに発症すると、いわゆる40代から50代、  
いわゆる勤めのまさにピークのころになるということになると、家族ももちろんですが、子ど  
もも当然まだ育ち盛りの時代だということで、非常に家庭が不安になって、家庭自体が不安に  
なっていくことがあるんだということなんですね。

ですから、これに対しても非常にそのケアをしっかりできる限りやれば、困ることという

ことはないですけども、助かるんだろうというふうに思うんですがね。

この若年性認知症というふうに、今把握されている方が相談に来られたと。これはどうしょうかというふうな相談に来られたという実績はあるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） これまで包括支援センターのほうで対応しております5名の方については、先ほど言った5名の方については、包括支援センターのほうで対応させていただいている事例です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） この方たちのアドバイスとして、いわゆる勤務中のというか、当然会社に入っていればのことですが、会社をやめるかやめないか、それから、保険がもらえるかどうかというところのアドバイスというのはどのようなアドバイスされているのかということをお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 事例として、本町で若年性となった方で50代後半の方がおりましたが、主婦で会社員でないということで、家族支援で在宅の生活を継続するというご相談がありました。

あとは、皆さん60歳以上でございましたので、特に会社員という形で勤務を継続するところの部分のご相談というのは、今包括では受けたことは経験はございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。

この若年性認知症の方の、いわゆるその後についてのことというのと、障害年金にこれが差がつく、いわゆるやめ方によっては差がつくということなんだそうです。在職中か退職後かで受け取りが最大2倍の差になるということで、認知症でも当然障害年金とかは入れますよねということで、ただ、受給、これ申請しなくちゃこれは当然何もないということなんですが、ただ、若い人ということで、本人もそうですし、家族もちょっと変なのかなというぐらいだと言っているうちに、どんどん進んでいくということが実態らしいんですよね。

ですから、非常にこの若年性という、当然この俺がこの年代俺がそんなことになるわけないだろうと当然、私から初めそういうふうに言うと思うんですけども、それがどんどん進んでいくうちに、やがては自分はどうなっているのかもわからなくなるということが若年性の危うさというか、危険性ということだということなんです。

ただ、これが会社員ですと厚生年金やら何やらということでやっているんですけども、これが退職中に私はこういうことで認知症でということで行くと、それから、退職後にやることで最大2倍ほどの差があるぐらいの年金に差がつくということなので、こういったことのアドバイスというのもしっかり抑えて、いつ例えばそういった方が来られても、やはりアドバイスをできるような体制をとるべきではないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 年金制度のほうについては、私のほうで詳細なところを把握しているわけではございませんが、まず、障害年金というふうな形のご相談になろうかと思えます。その際に、病気の発症時期が一番大切になるわけです。それで、障害が固定した年次ということで、その障害年金として支給が出てきます。あと、通常の年金に加算されるというふうなことが出てきますので、そういったところでは、医師の診断書とか、そういったところについては、年金機構とタイアップしながら進めることは可能だと思えますので、今後勉強させていただきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 認知症の人は、障害者手帳を取得することもできるというふうな、私が見ていたら出たんです。これ実際できるんでしょうか。改めてお聞きしたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 手帳が認知症が進行する段階において、ある程度中度以上になってくれば障害が固定していると、それ以上よくなるというところの判断がありますので、手帳の交付は可能かと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 認知、精神障害者保健福祉手帳の交付対象となる疾患の中に鬱病やらアルコール中毒やらということがありますが、その中に器質性精神障害、高次脳機能障害を含むということで、認知症は、この器質性精神障害だということで、年金がもらえる。手帳も発行されるということなんだそうなので、こういうこともその器質性精神障害とはどんな病気かという、脳そのものの器質的病変により、または脳以外の身体疾患のために脳が二次的に障害を受けて何らかの精神障害を起こすことがあります。これが器質性精神障害だということなんだそうです。

これについて手帳が発行してもらえば、メリットがあるということなんですよ。ですから、例えば手帳のメリットになると、求職活動の援助が得やすくなるとか、各種サービス制度が利

用しやすくなる、NHKの料金の免除とか、税金が控除、減免されるといったようなことがあるということで、これについてもこういった方々がそんなに年に必ず1人あるとかという問題ではないですが、そういったときの対応というのは、やっぱりしておくべきだろうというふうに思いますので、これについては、早速とは言いませんが、検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 福祉課のほう、障害手帳等については、申請を受け付ける立場でございますので、年金に係る質問も多くなろうかと思っておりますので、勉強させていただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） それから、ちょっとまた話戻るようになりますが、いわゆる認知症になる行方不明、認知症高齢障害に対する支援ということで、これについての支援があるんだそうですが、仕組みやシステムもあるということなんです、この辺についてはどうでしょうか。行方不明者ということで。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 警察と提携しております徘徊防止ネットワークということで、行方不明者が出た場合については、警察を通してラジオだったり警察のほうの情報ネットワークを使って、徘徊しているというふうな情報提供をして、関係者に周知し、探していただくというシステムになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 兵庫県の川西市では、認知症の人が行方不明になった場合に、家族の支えとなることを目指し、認知症高齢者行方不明SOSネットワークを構築しているということなので、こういうことをやっている自治体もあるということなので、それは、しょっちゅうしょっちゅう行方不明になるわけではないというのは当然なんです、あってもほしくないんですが、そういった意味では、こういったネットワークということでは、今多少なりとも多分どうか、ネットワークつくると思えばそんなに難しくないのかなというふうにも思ったりもしたので、これについても検討お願いしたいなと思っております、

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 宮城県においてSOSネットワークは機能しておりますので、実際に活用させていただいております。

ちょっと今手元に本町の実績というか、SOSネットワークにお願いした数字はとっておりませんが、本町においても年に数回はSOSネットワークのほうに情報提供している実績もございませう。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） それで、そういったさまざまもろもろの問題点やら課題やらあるということですが、本町での認知症になった場合に入れる施設というのが今ふえているのか、減っているのかといったことで、減っているのかなというふうに思っているんですが、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 認知症になって、在宅での生活が難しくなってきた方が利用するのがグループホーム、認知症対応型共同生活介護というふうな形でございませう。現在6施設71名の定員をもってという形で柴田町で事業が展開されてございませう。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○17番（水戸義裕君） いろいろ聞いてきましたけれども、2025年問題の対策として、認知症の人に対する見守りが鍵となると。そして、ますます高齢者がふえることによって、それに伴って認知症になる人もふえてくるといったことから、本町においてもやっぱりこういった方々にも同じ社会人、しかもきのうまで、例えばの話ですけれども、きのうまであんなに普通だったはずなのにみたいな人がきょうはもう神の世界に行ってみたいな状況になるということが現実にあるわけなので、今後ともこの認知症対策については、花のまちもいいし、認知症になっても花のまち柴田で暮らせませうといったようなことが言えるような施策をとっていただければなと思ひませう。よろしくお願ひいたしませう、終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、17番水戸義裕君の一般質問を終結いたしませう。

次に、16番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

〔16番 白内恵美子君 登壇〕

○16番（白内恵美子君） 16番白内恵美子です。4点質問いたしませう。

**1 点目、障がいのある人もない人も、ともに生きる社会を**

平成31年2月8日に宮城県保健福祉部障害福祉課主催の「宮城県障がいのある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）制定のためのタウンミーティング」が開催されました。条例の制定方針案と、条例の骨子案を示し、参加者から意見や質問、差別に関する経験などを聴取する目的で開催されたものでございませう。柴田町から職員や住民は参加したものでございませうか。私は参加した

のですが、ロービジョンの視覚障がい者に配慮した資料が配布されたことに、驚きとうれしさを感じました。会議終了後に担当者に聞いたところ、数日前までは普通の文字の資料を使っていましたが、指摘を受けたので、見やすいように拡大文字や白黒反転の資料に変えたそうです。私は、このような行政資料を見たのは初めてだったので、これが条例制定へ向けての第一歩なのだと思います。

平成29年度3月会議において、私の一般質問「柴田町障がい者差別禁止条例に着手を」への答弁は「条例制定の前に、障がいについての理解、啓蒙促進に努め、障がい者差別解消に向け町の機運を高めていく」とのことでした。1年たちましたが、機運は高まったのでしょうか。

障がいのある人もない人も、ともに生きる社会を目指すには、条例制定に向けて一歩踏み出すことが必要だと考えます。障がい者差別解消の現状について伺います。

1) ヘルプマークは、町内でどの程度周知が進んでいるか。ヘルプマークをつけている人で、実際に配慮や手助けをしてもらったという事例を聞いているか。

2) 平成30年9月3日から、宮城県ゆずりあい駐車場利用制度が始まった。町内では何カ所で実施しているのか。全ての公共施設で実施できないのはなぜか。

3) 障がい者差別解消に向け、この1年で町内の機運はどのように高まったのか。

4) 宮城県が公表した条例の骨子案をどのように受けとめているか。

5) 言語としての手話の認知が進んでいるが、町としての考えは。

6) 障がい者差別解消に向け機運を高めるには、柴田町障がい者差別解消条例に着手することが最も近道だと考える。県の骨子案をたたき台にして、障がい当事者を含む多様な住民の意見を反映した条例づくりに早急に着手することを提案する。

## 2点目、学校給食センターは、改修ではなく早急に建てかえを

平成30年12月7日の文教厚生常任委員会と、12月11日の議員全員協議会で示された「柴田町学校給食センター修繕計画について」の報告書には、修繕計画に盛り込まれなかったふぐあい箇所の指摘があります。「修繕することが望ましい」と指摘された箇所は、ふぐあいが生じてから更新するのでしょうか。何点か伺います。

1) 報告書では、機械設備の給水配管について「漏水のリスクも疑われる状況。更新の時期に来ている」と指摘されたが、漏水が発生してから更新するのか。

2) 同じく、排水配管について「37年の歳月から想像すると更新する必要がある」と指摘されたが、逆勾配やつまりなどが発生してから更新するのか。

3) 同じく、冷房機器について「電化製品の耐用年数には達しているものと考えられるので、

故障したら更新するという対策に迫られる」と指摘されたが、故障するまでは使用するとの考えか。

4) 同じく、換気設備の排気ファンについて「ファン本体は耐用年数を過ぎている」と指摘されたが、修繕計画ではファン本体の清掃等のメンテナンスを行うことになっている。使用できなくなった時点で更新する考えか。

5) 同じく、給湯設備について「配管についても耐用年数は優に超しているのに、漏れなどが起きる可能性もある」と指摘されたが、漏れなどが起きてから対処するのか。

6) 平成30年度6月会議において、私の一般質問に対し「最新の調理機器を入れたが、建物がその調理機器の能力を下回っている」との答弁だった。建物が調理機器の能力を下回っているとは、具体的にどのようなことを指すのか、再度確認したい。

7) 報告書の判定表のグラフを見て、100点満点で20点や40点があったのにショックを受けた。多くの修繕が必要であり、そのほかにもかなりの懸念箇所があることから、早急に建てかえることを提案する。

### 3点目、子育て支援センターの専門性と権限の強化を

町ホームページの子育て支援センターのページには、子育て相談の項目があり「来所相談、ダイヤル相談を行っています。個人の秘密は厳守します。安心してお気軽にご相談ください」と明記されています。最近、子育てに不安を抱えている方も多いことから、かなりの相談件数になっているのではないのでしょうか。相談の内容は、家庭での子育てにとどまらず、保育所や幼稚園などの保育や教育に関することもあると思いますが、相談を受けた際にどのように対応しているのか伺います。

1) 子育て支援センターへの相談内容で件数が多いものは。

2) 受けた相談の中で、その場で解決できないケースへの対応は。

3) 児童虐待が疑われるケースへの対応は。

4) 子育て支援センターと子ども家庭課との連携はどのように行っているのか。

5) 子ども家庭課に、保育士資格を有し現場経験のある職員を配置しているか。

6) 保育所等の保育内容について相談があった場合は、子育て支援センターが迅速に現場確認や聞き取り調査を行うことを提案する。

7) 現場を確認し、子どもの権利条約にのっとり、子どもの最善の利益を最優先に考え、対応することを提案する。

8) 子育て支援センターが迅速に行動できるよう、子育て支援に関する専門性と権限を強化

することを提案する。

#### 4 点目、健康寿命を延ばすために図書館の活用を

NHKは、平成30年10月13日放送の「NHKスペシャルA Iに聞いてみた どうすんのよ!?ニッポン 第3回健康寿命」で、NHKが開発した人口知能を使い65歳以上の延べ41万人の生活習慣や行動のデータを分析したところ「健康寿命を延ばすには、運動よりも食事よりも読書が大事」という結果だったと発表しました。また、日本老年学的評価研究機構には「図書館が近くにある人は、要介護リスクが低い」というデータもあるそうです。

都道府県の中で健康寿命が最も長いのは山梨県で、男性が全国1位、女性が3位です。スポーツの実施率は全国最下位ですが、人口に対する図書館の数は全国1位です。千葉大学教授の近藤克則氏は「心が動くと体が動く」という言葉があるが、読書は心を動かし、行動を起こすきっかけを与えてくれるのでは」と話しています。

健康寿命の延伸は、自治体にとって最大の課題であることから、全国でさまざまな取り組みが始まっています。柴田町においても、読書による健康寿命延伸を真剣に考えるべきではないでしょうか。

平成29年10月に「超高齢社会と図書館研究会」が「認知症にやさしい図書館ガイドライン」を公表しました。その後、全国的に認知症の方や家族が利用しやすい図書館づくりが進んでいます。健康寿命の延伸や認知症にやさしいまちづくりについて、健康推進や福祉の観点から町の考えを伺います。

- 1) 健康寿命延伸と読書との関係を、どう考えるか。
- 2) 近藤克則教授の「心が動くと体が動く」という言葉を、どのように受けとめているか。
- 3) 健康ポイント対象の項目に、体を動かすことだけではなく脳を刺激することも加えるべきでは。
- 4) 「認知症にやさしい」とは、どのような状態を意味するのか。
- 5) 「認知症にやさしい図書館ガイドライン」を、どのように受けとめているか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1問目、町長、2問目、教育長、3問目、4問目、町長。

最初に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員の大綱1問目、6点ほどございました。

まず第1点目、昨年2月1日から配布を開始したヘルプマークとヘルプカードの配布実績は、平成29年度で63件、平成30年度につきましては、2月15日時点で60件となっております。昨年12月からは、宮城県もヘルプマークの配布を始めたことで、県内各地でヘルプマークのポスターが掲示され、ニュース番組で特集を組まれるなど、一般の人の目にとまる機会がふえております。

町としても、公共施設や大型商業施設、JRの駅等に引き続きポスターを掲示しているほか、障がい者の情報交流会に出向き、ヘルプマークの紹介やヘルプカードの書き方を説明するなど、周知に努めております。

また、ヘルプマークをつけている方に実際に配慮や手助けをしてもらったことがあるかということにつきましては、確認がとれておりません。

2点目、本年1月末時点の宮城県ゆずりあい駐車場利用証を交付されている方は、県内で2,049人となっています。そのうち、町内に住所がある人は43人という状況です。それに対し、町内の協力施設は、大型商業施設2店舗、県南総合プールと役場庁舎の合計4施設であります。

駐車区画数にしますと、車椅子利用者優先区画が4区画、ゆずりあい区画が6区画ですので、まだ十分とは言えない状況です。

なお、仙南2市7町で制度に協力している自治体は、柴田町のほかは白石市だけとなっております。

また、駐車場が狭い施設や砂利敷きで設置に適さない駐車場もありますので、全ての公共施設での実施は難しいものと思われます。

今後町の施設につきましては、協力することが可能な駐車スペースを持つ施設から順に整備をしてまいります。

3点目、平成28年4月から障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、地方公共団体は、差別の解消と合理的配慮の提供が義務づけられました。町においても、職員が適切に対応するための柴田町における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定し、職員研修を実施しております。

本年度は、視覚と聴覚に障がいのある方とのかかわり方についての講義や疑似的障がいを体験し、対応について考えるワークショップを開催いたしました。

研修の様子につきましては、町のホームページ上で確認いただけますので、ごらんください。昨年度以降も職員研修を継続し、まずは、職員から差別解消の機運を高めてまいります。

4点目、障害者基本法改正、障害者差別解消法制定など、国による障害者の自立と権利擁護

のための法が整備されることから、宮城県としても県民が一体となって障がいを理由とする差別解消の取り組みを推進するという意思表示であると思います。

また、手話の言語につきましては、聴覚障がい者が手話を初めとするあらゆる手段で情報を取得したり、意思疎通が図られることを保証するものと捉えております。

5点目、平成23年の障害者基本法改正により、手話が言語であると認められました。その後、全国で手話言語条例を制定する動きが起こり、これまで25道府県3区、169市、28町の合計225自治体で手話言語条例が制定されております。主な内容は、手話を言語として認めること、手話を広めるための施策を行うことであります。

町の身体障害者手帳所持者のうち、聴覚障がい者は、平成29年度末で121人おります。このうち、83人は65歳以上の高齢者です。この方々のうち、何人の方が日常的に手話を使っているかはわかっておりません。

手話を必要とする方々にとって手話は大事な言語であることは十分承知しておりますので、意思疎通支援事業や手話奉仕員養成研修事業を今後も継続するとともに、役場窓口での合理的配慮として、筆談用の電子メモ帳を用意するほか、新年度からは対話支援装置の設置を予定しております。

6点目、障がい者差別禁止条例を制定することは、差別解消の機運を高めるための1つの手段ではありますが、町単独で障がい者差別禁止条例に取り組むよりも、県の「宮城県障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）」に協力していくことのほうが有効であると考えております。

町としては、町民の障がいに対する優しい気持ちに今後も訴えていくことが重要と考え、理解、啓発に努めるとともに、県の条例制定の動きに注視してまいります。

以上でございます。

先ほど3点目の職員の研修で「来年度以降」というところを「昨年度以降」というふうに読み間違えました。来年度も研修をやるということでございます。

○議長（高橋たい子君） 2問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 白内恵美子議員の大綱2問目、学校給食センターの建てかえについてお答えします。

初めに、学校給食センター修繕計画と報告書について確認させていただきます。

学校給食センター修繕計画は、施設全体の現状を把握し、総合的な観点で整備、管理運営の

適正化を図り、さらに、更新した調理機器の性能を十分に発揮して安全で安心な給食が提供できるよう策定したものです。

報告書においては、施設の劣化状況の判定・評価は、国の「建築物修繕装置判定手法」を用いて判定し、改修工事の優先度については、総合的な判断に基づき決定して、工事費をもとに算定したものです。

白内議員ご指摘の修繕計画の工事に盛り込まれなかった機械設備については、換気設備を除けば、おおむね80ポイント前後の判定で「性能は経年により劣化が進行していると思われるが、定期点検を行いながら修繕を行えばよいと考えられるレベル」となっており、緊急に修繕を行う必要があるとの指摘はございませんでした。

以上の点を確認させていただき、質問にお答えします。

7点ございました。

1点目の給水配管と5点目、給湯設備は、関連いたしますので一括してお答えします。

給水、給湯配管については、定期的に水道メーターの検針を行い、漏水していないことを確認しております。平成23年度に給水給湯配管改修工事を行い、地下埋設水道管と天井に布設されていた給湯管を、調理室などの地上約3メートルのところに露出配管による布設がえを行い、漏水したときには早い段階で確認し、修理ができるよう対応しました。

給水、給湯配管の一部は、仕切り壁に埋設している部分がありますが、定期的に確認し、給食の提供をとめることなく、対処するよう努めております。

2点目、排水配管についてです。

平成28年に油脂分離槽排水管等入れかえ工事を実施し、一部の排水管の布設がえを行っております。布設がえをしなかった排水管については、清掃委託業者に依頼し、排水管に固着したスカムを高圧洗浄で取り除く修繕を実施し、カメラで排水管の状態を確認しました。

また、定期的に排水ますからの状況確認を行い、詰まりなどで流水が停滞することがないか、ふだんからの適正な維持管理に努めております。

3点目、冷房機器についてです。

冷房機器が設置されているのは、調理室、事務室、会議室の3カ所です。調理室の冷房機は、平成26年度に調理器などのリースにより設置し、良好な作動状態です。事務室、会議室の冷房機についても作動状態は良好です。

報告書の冷房機器の判定の記載は「調理室内設置のステンレス外装空調機は、さびもなく良好に見える。現状では故障していない状況から、良好な作動状態ではあるが、電化製品の耐用

年数には達しているものと考えられるので、故障したら更新するという対策は迫られることになる」となっております。今回の指摘は、会議室の冷房機が平成6年に購入したものであることから、耐用年数の関係から判定が行われ、報告書への記載となったものと考えており、故障した場合には更新することとしております。

4点目、換気設備についてです。

給食センターの排気設備は、10系統の排気があり、調理室の5系統の排気設備修繕を平成29年度に行っております。残りの5系統の排気設備は、正常に稼働しております。しかし、給気ファンが稼働していない状況から、室内が負圧となっているため、今回給気設備の修繕を行う必要があると判定されました。今後は、平成30年度末までにファンルーム内の改修工事、平成31年度には給気設備改修工事を実施し、給気と排気のバランスを保つことで、調理室、洗浄室内の空調を整え、結露が発生しないように対処してまいります。

給気設備改修工事では、ファン本体の動作確認、給気ダクトの取り外しと再設置、屋外ダクトの交換、そして天井吹き出し口の取り外しと再取り付けなどの改修を行います。

6点目、建物が調理機器の能力を下回っていることについてです。

平成29年度に調理機器など、リースにより導入した食器食缶洗浄機から出る蒸気に対して、既存の排気設備の能力が追いつかず、結露が生じて、水滴となって落下している状況があったため、現状の排気設備が新たに導入した洗浄器の能力を下回っているものとして答弁をいたしました。

しかし、今回の策定業務の調査により、排気設備は正常に稼働していること、その一方で、給気設備が稼働していないため、給排気のバランスが崩れ、建物内が負圧となっていることから、結露が生じていることが判明いたしましたので、平成31年度の夏休みを利用し、給気設備の改修工事を実施し、改善を図ります。

7点目、早急な建てかえについてです。

報告書の修繕計画判定表において、緊急に修繕などを行う必要があるレベルの20ポイントと判定された屋根防水や外壁下地については、今年度、調理室・機械室の屋上防水改修工事と、雨樋改修工事に合わせ、一部外壁のクラックを埋めるなどの改修も行い、現時点においては雨漏りなどがなくなっており、躯体的にも問題はない状況となっております。

今回の判定で優先度が高い改修箇所については、平成31年度に給気設備改修工事、平成32年度に調理室床改修工事を行うとともに、その他の優先度のある工事もあわせて行い、文教厚生常任委員会や保健所からの指摘事項に対処してまいります。

今後も、引き続き安全で安心な給食の提供に努め、新給食センター建設に向け、建設基金への積み増しを行い、建設手法などについて調査検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 3問目、4問目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大綱3点目、子育て支援センターの関係でございます。8点ほどございました。

1点目、子育て支援センターでは、以前から子育て支援事業として相談業務を行ってまいりましたが、平成29年7月より、子育て世代包括支援センター事業に取り組み、利用者支援事業基本型として、子育てコーディネーター（利用者支援専門員）を配置し、面談や電話による子育ての不安や悩みの相談に応じるとともに、関係機関につなぐ専門の相談窓口を開設しております。

平成29年度は、7月からの9カ月間で81件の相談が寄せられ、うち60件が子どもの気になる行動や発達、しつけ等の育児不安に関する相談となっております。

平成30年度は、1月末までの10カ月間の実績になりますが、198件の相談が寄せられ、うち108件が育児不安に関する相談となっております。

2点目、育児不安や児童福祉施設の利用に関する相談につきましては、子育てコーディネーターが傾聴することを基本として実施しており、相談内容に応じたアドバイスや情報提供に努めているところです。

子どもの気になる行動や発達相談など、その場で解決できないケースにつきましては、関係する専門的な機関につなぎながら、連携して対応しております。

また、相談が複数回にわたる場合やご夫婦で再来する場合など、さまざまな相談の形がございますので、柔軟な対応を心がけて接しているところです。

3点目、町の児童虐待相談窓口は子ども家庭課になりますので、児童虐待が疑われる相談が子育て支援センターにあった場合は、子ども家庭課へ連絡をして対応することになります。

連絡を受けた子ども家庭課では、担当職員と児童家庭相談員により速やかに子どもの安全を確認するとともに、保護者への聞き取りなどにより、虐待の事実確認を行います。虐待ケースである場合は、児童相談所に報告または相談を行い、必要な助言を受け、対応することになります。

4点目、組織といたしまして、子育て支援センターは、子ども家庭課所管の児童福祉施設に

なります。子育て支援センターと子ども家庭課は、常に連携を図っております。

5点目、子ども家庭課には、保育士資格保有者、保育現場の経験のある職員は配置していませんが、児童家庭相談員を配置し、児童や家庭からの相談の窓口になるとともに、家庭訪問等の実務を行っているところです。

6点目、保育所等の保育内容について、利用される児童の関係者や住民の方から相談があった場合は、相談の内容にもよりますが、相談を受けた子育て支援センターが確認のために現場を訪ね、必要な情報提供やアドバイスを行うことは可能であると考えております。

相談を受ける中で、保育所や児童館、小規模保育施設等で改善等が必要な場合は、子育て支援センターから報告を受けて、子ども家庭課が指導を行う職務分担となっております。

7点目、児童の権利に関する条約は、平成元年第44回国連総会において採択され、日本は平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准しております。この条約は、世界の多くの18歳未満の児童が、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況に鑑み、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものです。

また、児童福祉法第1条には「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と定義され、第2条には「全て国民は、児童が良好な環境に置かれ、生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」とあります。

条約や法に基づき、児童の最善の利益を優先に考え、対応しなければならないと考えているところでございます。

8点目、1点目でお答えしましたが、子育て支援センターでは、平成29年7月より子育て世代包括支援センター事業に取り組み、専門的な知識を有する子育てコーディネーターを配置し、子育ての不安や悩みの相談に応じております。

さらに、平成30年度に入り、相談件数が大幅にふえたため、平成30年度9月補正予算により、10月から新たに保育士有資格者を非常勤職員として採用し、子育てコーディネーターの補助員として配置するなど、相談窓口対応について体制を強化してきたところでございます。

権限の強化につきましては、6点目でもお答えしましたが、子育て支援センターが、相談業務に関連して調査や聞き取りを行うことは可能であると考えておりますが、保育所や児童館、小規模保育施設に対する指導等につきましては、子ども家庭課が担うこととなります。

大綱4点目、健康寿命を延ばすための図書館の活用で5点ほどございました。随時お答えを

いたします。

健康寿命を延ばすためには、生活習慣病の予防や健康づくり、介護予防など、町民一人一人が主体的に取り組むとともに、それを支える社会環境を整備することが必要でございます。町では健康増進計画である「第2期健康しばた21」を策定し、健康寿命の延伸に向けて、生活習慣病予防・健康づくりに関する事業の実施や受動喫煙防止対策などの環境整備に取り組んでおります。

健康寿命延伸と読書との関係についてですが、元気で長生きするためには、趣味や生きがいなど、活動的な社会生活を送ることも重要でございます。図書館や書店などに行くために外出する、本を読んで社会に対して興味関心を持ち、行動に移すことが活動的な生活につながり、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えております。

2点目、私たちの心と体は自律神経などのバランスによって相互に影響しております。議員から紹介にあった近藤教授の言葉については、私も同感でございます。読書をすることで自分の気持ちや価値観の変化につながり、行動を起こすきっかけになると考えております。

3点目、「しばた健康づくりポイント事業」は、町民の健康づくり事業の積極参加及び健康に対する意識の向上を図り、健康寿命の延伸につなげることを目的としております。対象事業には、町が主催または共催する健康づくり事業で、各課から出された事業について、健康づくりポイント対象事業選定委員会で協議し選定しております。

人と触れ合うことで脳の刺激につながる、高齢者自立支援通所事業「春風」や「認知症サポーター養成講座」も対象としております。また、新年度から、認知症への普及・啓発事業である講演会も対象事業としております。

4点目、国の認知症施策推進総合戦略「新オレンジプラン」では、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要と定めています。

基本的考え方として、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現として、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供などの7つの柱を設けております。

本町においても、今後も国の指針等に沿った認知症の高齢者の方にも優しい地域づくりの推進のために「認知症サポーター養成講座」の受講者数の拡大や認知症への理解を深めるための普及・啓発に取り組んでまいります。

5点目、このガイドラインは、高齢社会に伴う、認知症または、認知症の疑いがある方の図書館の利用がふえる中で、筑波大学の教授と地方の図書館に勤務される方などが研究会をつくり、「認知症にやさしい図書館」を目指そうとするための指針として策定したガイドラインとなっております。このガイドラインに記載されている内容は、国の新オレンジプランを基本とした内容となっており、図書館という領域においても認知症の方やその家族への理解を示し、利便性の向上につなげることで、そのような方々の外出する機会の増加につなげ、家族介護者の介護の軽減、日常生活の安定にも資するものと受けとめております。

これまで、本町の図書館においても、高齢者、障がい者の方の利用に対し、拡大鏡の設置や点字サービス、朗読ボランティアの配置など、いわゆるバリアフリーサービスを推進してまいりました。

今後は、図書館に勤務されている方や携わっている方も対象にした認知症サポーター養成講座を受講していただくなど、認知症高齢者に優しい図書館の運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

2時45分再開いたします。

午後2時32分 休 憩

---

午後2時45分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 「障がいのある人もない人もともに生きる社会を」についてです。

最初に、ヘルプマークについてです。ここにいらっしゃる皆さんでヘルプマークをつけている方、町内で見かけた方はどのくらいいらっしゃいますか。一応手を挙げてみてください。はい、お一人だけでした。

先ほどの答弁では申請者が123人ということだったんですが、さすがに福祉課長はきちんと見ていらっしゃると思いましたが。このくらいじゃないですか。町民の方に浸透しているかという、要は、課長さん方でも実際には見かけていないということが実際に町内歩いている方もほとんど見かけていないんじゃないかなと思うんですね。

ちなみに、私は知り合いの方2人が最初につけているのを見たことがあるだけで、その後は

全くやはり見かけていません。

だから、123人の方がつけて歩いてくださっているのかどうかもちょっとわからないのかなと思うんですね。

それで、例えばですが、見かけたこともないのであれば、もしかしたら、課長以外の職員の皆さんの中で、手助けをしたことがあるとか、そういうことも聞いていないですか。職員の方。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 福祉課職員にその辺は確認させていただいておりますが、福祉課職員のほうでこのヘルプマークを見て手助けが必要だというふうに出された形での手助けはした事例は聞いておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 私も知り合いで真っ先にヘルプマークをつけた方に確認してみたら、出かけるときにはつけているけれども、一度も支援してもらったことはないということでした。

本当にどうしても支援が必要という状態ではなかったんですが、やはりなかなか声をかけてもらうということもないようですね。

ですから、障がいのある方が、それから、支援が必要な方がヘルプマークをつけていても、多くの町民の皆さんは、ヘルプマーク自体を理解していないんじゃないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） ヘルプマークを理解していないということではないかと思うんですが、ヘルプマークのまず、使い方だと思います。今議員がおっしゃったように、ただ出してヘルプマークを使うということの使い方では誰も支援はしてくれないと思うんです。

このヘルプマーク自体は、何かあったときに手助けが欲しいというときに意思表示として使うものという形でありますから、常時、例えばかばんから出している、腰にぶら下げている、そういうものではないわけなんです。

ですからすると、見えたときは助けてくれというサインだということがこの周知されていないというふうなことだと思うので、逆に、この間もちょっと役場に来てからずっと出しっ放しの方がおりました。そのとき何を助けてほしいのかさっぱりわからなかったですね。

ですから、そういうことからすると、使う側も、それからもちろん助ける側のほうもまだお互いにその使い方、使われ方というのが周知されていないのかなというふうなことだと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そういうことがわからないんだと思います。実際には、ヘルプマークをつけている方には何かお手伝いしなきゃいけないのかなと思う人もいるかもしれませんが、支援が必要じゃなければ要らないわけですよね。ところが、そこがよくわかっていないんだなと思うんですよね。

それで、今後やはり啓発活動というのはとても大事になってくると思うんです。今、公民館等に行けば、確かにポスターは張ってあります。よくよく見れば、ああこれがヘルプマークなんだとかというふうにわかるようにはなっているかもしれませんが、実際に手にとって見たこともないという方がほとんどですので、いろいろなところでやはり紹介していくことが大事かと思うんですね。

それで、一番いい方法としては、まずは、小中学生に説明してはいかがでしょうか。小中学生から家族に伝えてもらえるのではないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） いい案だと思いますが、学校のカリキュラム上、それができるかどうかというのは、また別のことでございますので、機会があればそういうふうな形で設けることも1つの案だと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 学校では福祉の学習も行っている学年もありますから、その中にまずは取り入れて、小中学校にいるうちにしっかりとヘルプマークのことも学んでおくということは、社会人になったときでも役に立つし、一町民として子どもも町民ですので、しっかりと子どもの側から大人に向けて、むしろ宣伝してもらおう。それも1つの方法かと思うので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、「ゆずりあい駐車場」制度についてです。

ここにいらっしゃる皆さんで柴田町に「ゆずりあい駐車場」があるのをご存じの方はどのくらいいらっしゃいますか。ありがとうございます。やはり全員わかっていますよね。

それで、どういう利用のされ方をしているかご存じの方はいますか。

駐車場ができたのは、きつとつくっている途中から見てわかるかと思うんですが、その後どういう車がとまっているとか、気にしたことはありますか。もう福祉課長は絶対そういうのは気にしなきゃならない立場にいるので、絶対わかっていると思うんですが、ほかの方はいかがでしょうか。そこに車がとまっても、何も見ないで、やっぱり通り過ぎています

か。どうでしょう。例えば、商工観光課長、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 許可を得てお話をしてください。直取引はやめてくださいね。（「はい」の声あり）商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） その使い方については、私個人としてはまだよく理解はしていません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 一般の方もやはり理解していないと思うんですよね。

それで、けさもう一度確認に役場に来たときに最初にそこ駐車場行ってみたんですが、4台とまっていた。1台とも駐車場の交付許可証、利用証か、駐車場利用証は掲げていませんでした。本来車の中に見えるように掲げなきゃいけないんですが、1台も掲げられていませんでした。そうすると、役場がせっかく「ゆずりあい駐車場」を使えるようにしたはずなのに、結果的に本来困っている方が役場を訪れても使えない状況になっているのではないのでしょうか。

こういう事態については、今後どのように対応していくんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 今回県がこの「宮城県ゆずりあい駐車場」の制度を施行するに当たり、各市町村に対するお願いという形、またはこの駐車場を設置してくださいという、民間事業所へお願いをしております。その中であって、そのような使い方についての広報はされているんですが、言い方は悪いんですが、不正に、または許可証を交付されていない方が利用する際に、その施設のほうから指導してくれというふうなことは県からの申し込みというのではない。

つまり、ここは議員さんが言っているように、利用する側もその施設設置者も、またはその近隣に携わる方もこういう制度が周知されていないということで使えない状況になりますので、やっぱり周知されていくことが一番大切。

その中で、ここの駐車場はそういった利用者証を交付された方のみが使えるんだというふうな形のものになっていくのが一番いいのかなと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 町民の方は、この「ゆずりあい駐車場」ができたこと自体も知らないと思うんですが、いつ使えるようになったんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 役場庁舎の正面玄関には1月に設置しました。ことしの1月です。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 住民への周知はどのように行いましたか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 住民の周知に関してはしておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それであれば、皆さんわからずに、やはりとめてしまうと思うんですよ。正面玄関はやっぱり急ぐ方は特に向こうのほうが楽ですし、ですから、まず、この「ゆずりあい駐車場制度」を導入する場合は、きちんと住民への周知、できる前から、いつから使えますよと。そして、普通の方は使えないんですよと。そこもはっきりと周知しないと、皆さんわからずに使っている。別に悪気があるわけではないと思うんですよ。ですが、けさ見たとき、4台が4台とも本当に普通に使われていたので、これは周知の仕方に問題があるなと思ったんですが、今後どのような方法で周知していくお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 今後町長が答弁したように、各公的な施設において、その分が工夫ができていくかと思えます。

それについては、できるたびに、県のほうの、まずウェブサイトにも登録して、そういう設置箇所を申請して登録いたします。その後、その前になるかもしれませんが、できた施設からホームページ上とか、そういったところを含めて広報、お知らせ版等を含めてPRをしていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 全部の公共施設につくるべきではという答弁に対しては、実施は難しいところもあるということだったんですが、そうすると、できるところからやっていくだけで、まだ目標としてどこまでというのはないんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 答弁にも申し上げたとおり、砂利敷きの場合ですと、道路表示ができない、あとそれから、道路表示については、ちょっと予算がかかるものですから、それを含めますと、現在役場の前にあるように、看板という形で周知はまずその場所を区画を確保するというのが最初になろうかと思えます。

それにあわせて、舗装されているところであれば、表示をするという形になろうかと思えますので、そちらのほうはちょっと予算がかかるので、終わった段階でというふうな形になろうかと思えます。

そういった形で、周知できたところからやっていくということで、公共施設については、基本的には全施設という形で考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） では、目標は全施設でよろしいんですね。

それでは、あとは、スーパーなどの大きなスーパー等の商業施設への協力依頼をすべきだと思うんですが、これは町が行うんですか、県が行うんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） これについては、県のほうが実施しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 町としては依頼しないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 県からその分の要請がございませんので、現在のところは行っておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） では、県の条例骨子案についてです。2月8日の県主催のタウンミーティングへ町の職員は参加したのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 業務多忙により、出席しておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） こういう場合に、参加して、ほかの市町の障がいのある方の声や意見を聞くことってとても大事だと思うので、ぜひ今後は参加していただきたいと思います。

私がこのミーティングに参加したので、視覚障がい者の方にその内容を話したところ、全盲の方から「当日配布の資料を拡大文字や白黒反転文字に変えても、私は読むことができません。事前にCDに録音して郵送してほしい」と言われました。どう思いますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） こういった会議の場合に、事前に申し込みがきいて、そのサービスができるかどうかというのは、その会議の持ち方にあるかと思いますが。

タウンミーティングのように、1つのことを一方的に説明するものではなく、中でいろいろな意見が交わされるようなものについては、CD化ができないかと思うんです。

ですから、議事録、またはそのときの音声という形で残されているのであれば、それを後に

交付することは可能だと思いますが、事前というのは難しいものと考えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 当日配布の資料については、もう事前にあるものですから、それをCD化することは可能ですよね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） できないことはありません。可能だと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 今後柴田町としても視覚障がい者へ意見を聞きたい場合は、このような配慮をすべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まず、その時間があるかどうか1つのポイントになるかと思いません。

努力したいという気持ちはあります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 今後条例づくりなども入ってくるかと思うので、そうすると、やはり当事者の意見を聞くことはとても大事なことで、その場合はぜひCD化、録音して、事前に必要な方にお渡しする。やはりそこまでサービスはしなきゃいけないと思うんですね。

意見を聞くということは、そういうことだと思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 事前に必ずつくらなければならないのかということ、そこは私はちょっと違うのかなと思います。

あくまでサービスのうちでございますので、当日説明内容によって十分説明できるものであれば、事前に音声化の必要はないものと考えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 事前に丁寧に全てを説明できるのであれば、それでもいいのかもしれませんが、そうでない場合は、資料として前もって本来読み込んでほしいというようなきは、なおのことCD化は必要になると思うんですね。

今後検討していただきたいと思います。

続いて、言語としての手話についてです。

柴田町では、以前から手話や要約筆記のボランティアの方が活発に活動しています。町主催

の講演会や研修会などで手話通訳や要約筆記があるのは、住民から見てももう当たり前のことになっています。

それなのに、なぜ手話言語条例を制定しないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 手話言語条例につきましては、今回県のほうの「障害のある人もない人も共生する社会づくり」の条例案の中に組み込まれているものになります。

単独でこの手話言語条例をつくるということについては、町の単位でつくるということについては、まだ検討の余地があるかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 先ほどの答弁にもあったように、全国的には225自治体がつくっています。ただし、宮城県は県も市町村もどこもつくっていない。宮城県は後進県なんですよ。それで、柴田町が先につくって、宮城県を牽引するというのはいかがでしょうか。

柴田町は、今まで実績を積み重ねてきているんですよ。やはり、この柴田町の取り組みというのは、条例化して、そしてそれが町民にも理解される。要は、やはり条例にきちんと基本理念を示して、そして手話が言語として位置づけられることが住民の理解が進むと思うので、ぜひ率先していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 条例をつくることによって、どのぐらいのものがこの体系的に進むのかというふうなところになるかと思います。今ここまで進んでいるのは、条例があって進めて、柴田町がここまで来たわけではございません。

それからすれば、私は条例がなくても十分うちの町において、聴覚障がいの方に対するサービスや、そういったPR、そういったことは十分……、まだまだやることはたくさんありますが、先進的に進んでいるものと考えておりますので、言語条例をつくることによってさらに進めるというふうなことについては、まだ検討の余地があるかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 北海道伊達市の条例というのは、大切なことを簡潔に明記しています。ぜひごらんになって、ああ柴田町もこれだったらやっていけると思うんじゃないかなと思うんですよ。

やはりきちんとやっていることを言葉にするという、それを住民の方にお知らせすれば、もっともっと理解が進むので、ぜひ検討していただきたいと思います。

続いて、学校給食センターについてです。

先ほどの答弁では、何とかこのままもたせられるということだったと思うんですが、実際に町では大型プロジェクト推進計画試案、そこを見ると、給食センターの建設完了2026年3月になっていますので、あと7年間はこのままでもたせたいということなんでしょうけれども、実際に、例えば配管等本当にもつんでしょうか。

それで、都市建設課長や上下水道課長に伺います。その給水とか排水配管って、45年間も大丈夫なんですか。今から38年プラスこれからの7年間を加えると45年になるんですが、大丈夫なものですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。所管課長からいきます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回機械設備に関してご質問いただいております。今議員おっしゃったとおり、給食センターいつまでもたせるかということで、今回の調査事業においても、受託者の事業者と打ち合わせを行わせていただきました。実際に全面更新をすべきということであれば、まるっきり新しく作り変えたほうが早いという話もございました。

耐用年数全てにおいて37年たっているということで、耐用年数から考えれば、本来更新すべきということでもありましたが、ただ、その間に全く何もしてきていないわけではなく、修繕を行っている。つけかえを行っているということで、今回ポイント的には80ポイントということとなっております。

ですので、一部分においては全く新品になっている部分もございます。ですので、機械、この給水、給湯どちらもなんですが、まるっきり38年のまま残っている部分もございますが、その都度修繕をし、支障のないように管理をしてきているのが現状でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） あとは、万が一故障した場合とかは、そのときに対応するということが出来ると思います。

それで、最新の調理機器は大型で、電気の容量も大きいことから、ブレーカーが落ちるとか、そういうことが起きていると聞いたことがあるんですが、どのような状況でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 電気設備、最新の調理機器に関しては、電気なりボイラーでの蒸気を使うものとありますが、電気を使って調理中に電気が落ちたということはありません。

一番大きく電気を使う食器食缶乾燥機、こちらに関しては、夜間電力を効率的に使うということで、夜間に動かす形になって、タイマーを設定して。ですので、調理をしている最中に電

気が落ちたということはありません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） じゃ、調理に支障を来していることはないんですね。ただ、落ちるといふことはあるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 電気が落ちるといふか、ブレーカーが落ちるといふことは、何かの拍子であるかとは思いますが、電気が使えなくなる状態といふことは、今まではありません。

ただ、ブレーカーが落ちたといふことがなかったことではなく、何度かはブレーカーが落ちたことはありますが、対応ができる状況だったといふことです。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それは、年に何度かぐらいの回数だといふことですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 年に何度かといふよりは、そんなにない状況とは聞いております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） では、子育て支援センターの件です。

乳幼児は、言葉を説明することが、自分で言葉で説明することができません。対応する大人は、ぜひ大人の都合ではなく、子どもを最優先に考えていただきたいと思います。

そこで、子育て支援センター職員は、保育士資格のある専門家集団です。受けた相談の対応について、子ども家庭課に判断を仰ぐのではなく、みずから考え、行動すべきだと思ふんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 子育て支援センターの職員につきましては、保育士というよなことで、そういったことで対応できる部分については、十分に子育て支援センターの中で対応できると思います。

ただ、今回例えば虐待の事案についてといふようなことで書かせていただきましたけれども、虐待等の相談があった場合は、相談の窓口は子ども家庭課ということになりますので、そういった場合につきましては、子ども家庭課のほうにつないでいただくと。子ども家庭課のほうで対応していくといふような形で対応させていただきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 子ども支援センター自身に保育所などの指導を含めた権限の強化が必要だと思うんですが、要は、先ほどの答弁だと、指導するのは子ども家庭課ということだったんですが、直接子育て支援センターが指導するということはできませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 最初どういった形の指導かというふうなこともあろうかと思うんですけども、その相談の中の延長で、例えばほかの施設のことについて相談があった場合に、そちらのほうに出向いて話を聞いたりするということはあろうかと思いますが、あくまでも改善とか、指導、命令とか、そういった形になる場合は、やはり子ども家庭課が職務分担上、そういった形になろうかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 子ども家庭課には、保育士資格のある専門職員はいないんですよね。ですから、子育て支援センターの専門家集団であるということを生かして、そちらをもっとより高度な研修を保障して、さらに専門性を高め、そこに実際の保育の現場に赴くということ任せるといったことはできませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） やはり、その専門性が必要な部分というようなことでは、子ども家庭課の中には子育て支援センターだけではなくて、保育所のほうも3施設ございますし、そういったことでは、保育部分に専門的な部分がございますので、そういったところも話なんかを聞きながら、そういった専門的なアドバイスというか、指導のほうはできるかと思います。ただ、それも一体的に子ども家庭課の中でそういった職務分担ということになってございますので、そういった体系で進めさせていただくというふうなことでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 「健康寿命を延ばすために図書館の活用を」についてです。

読書により健康寿命延伸できるのであれば、読書人口をふやすことにより、医療費や介護費用を抑えることができます。町としてもあらゆる手段を使って、読書人口をふやすべきではないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 私が答弁していいかわからない質問だったんですが、手を挙げさせていただきました。

今般の質問の内容における「A Iに聞いてみた どうすんのよ!？」というNHKの放送でありますが、確かにこのキャッチコピーとして、健康寿命を延ばすには運動や食事より本や雑誌を読むこと、ここについては、はてなマークがついているということで、機械データの中に集めたデータの中において、本を読む人は行動が活発であったりすることから、身体的にも、それから痴呆症にもならないような形で、防止になっているというふうなことで、本を読めば健康寿命が延伸になるということの裏返しにはならないのかなと思って、この結果のデータ、テレビ見ていなかったの、データを見せていただきました。

でも、そういった行動に出るとということについては、先生も言っているとおり、いいことではありますので、そういった面では進めて、健康寿命の延伸になれば、さらにいいことがあるのかなというふうな感じているものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 健康寿命を延ばすことは、今柴田町にとって最大の課題だと思うんですね。近藤教授は、1990年から13万人の高齢者データを用いて、市町村と協力しながら、健康寿命にかかわるさまざまな要因について疫学研究を行っています。

その研究から見えてきたのが「読書は心を動かし、行動を起こすきっかけを与えてくれる」というものです。健康寿命延伸には、スポーツより先に読書に親しむ環境づくりが大切なのではないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） スポーツよりも読書という言葉が今聞かれたんですけれども、近藤教授、私このテレビのほうは見ていて、老年研究会でしたか、そちらのデータのほうをちょっと見せていただきました。読書をするという行動を起こす人は、健康要素につながることをするのにハードルが低い。外に出かけたり、誰かとお話をするということに非常に抵抗がない方、反対に、不健康要素、人とつながりたくない。頑張るときは一人だけ。非常に一人で何か行動を起こす方は、本は読まない人が多かったという結果がこのA Iでも出されていて、人とのつながり、あとかわりをする人は、スポーツも同じですけれども、スポーツでも一人でするものと何人かでするものとは全然効果が違うというふうに本を出されておりました。

スポーツよりも何よりもというよりは、健康寿命につながるのは、1つの対策では、そこにつながらない。少しずつ全てのことができなければ、なかなかつながっていかないと思うので、読書だけがとか、食事だけがとか、運動だけがというのではなく、総じて底上げが必要であろうかというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ですから、読書は心を動かし、行動を起こすきっかけを与えてくれるということなんですよ。大事なのは、ですから、読書環境をまずつくるということはとても大切なことで、森 淑子議員の質問の中にも70代以上の方の貸し出し冊数が少ない、利用が少ないということが出ていたと思うんですが、その世代をターゲットにして、もっと働きかけることができるかと思うんですね。

それで、柴田町では図書館が狭いこともありますし、なかなか私が提案した認知症について、そのコーナーを設けるのも難しいかと思うんですが、各生涯学習センターや公民館の図書室でそれに取り組んでみたらいかがでしょうか。

要は、身近なところで自分に関係あるものが並んでいる。そこにまずそれを手にとってみる。そうしたら、自分にとって役に立つ。ああ、これは必要なことだから、今度は例えば図書館に行ってみようとか、だんだん歩く歩数を延ばしていったりとか、そういうことも考えられるんですよ。

ですから、どこか1カ所で何かをするということだけではなくて、どうしたら地域の中で特に高齢になった方を外に出すということですよ。自分から進んで外に出るようにすることが一番大事かと思うんですが、読書はそのきっかけをつくってくれるものです。心を動かせば、体は本当に自然に動きますからね。やはりそういうきっかけづくりは、町のほうが働きかけるというのは大事だと思うんですね。

それで、公民館の図書室を使った認知症コーナーをつくることを提案したいんですが、どうお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 私は、勉強不足で、認知症がどの程度のもので、どういう段階にあるのかというのがわからない部分もあります。ある程度は、アウトラインはわかるんですけども、その認知症コーナーというのは、例えば来れる人ですよ。認知症であっても、その公民館だっけりに来られる人。ある程度の対応といいますか、コミュニケーションは多少はとれる方ということになってくるかと思しますので、その辺の区分けというのがなかなか難しいのかなというふうには思いますが、その点を対応していくということであれば、まず、認知症というものはどういうものか、それから、認知症に対する接し方、その辺の学習についてはしていかなければならないだろうというふうに思います。

答弁のほうでも、そういったことで対応する講習会ですか、そういったものをやっ

という話ですので、まずは、そこからスタートかなというふうには思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ぜひ「認知症にやさしい図書館ガイドライン」をごらんになっていただきたいと思うんですが、これネットで見られますよね。この中でも言っているのが医療、福祉、介護領域だけでは認知症に優しい社会を形成することはできないということなんですね。ネットワークを組むには、図書館を巻き込んだ認知症の方の支援、認知症の方だけでなく、家族も入りますし、それから、これから心配される方たち、私たちも含めて、そういう方も全ての方が含まれてくるわけですから、必ずしも今、認知症になっている方というふうな限定ではないんですね。

ですから、もっと広く捉えて、地域包括支援ケアシステムの中に、図書館も含めた考え方をしてはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 議員のおっしゃるとおり、そういった1つの提案、それから、包括ケアシステムの中の位置づけというところでは、大変貴重なご意見だと思います。

やはり、認知症を知っていただくことから始まり、また、自分がもし認知症になった場合にどういうふうにするかということもありますので、まずは、認知症サポーター養成講座という形で司書の方に受けていただいたり、そういうことで広めていくといったことと、あと、オレンジカフェ、今移動カフェで開催しておりますので、そういったところの関係図書については、今後図書館と連携しながら、そういったオレンジカフェのほうで対応もできるかと思っておりますので、今後具体的にいろいろなことを認知症に対する施策という形で進めていきたいと考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ぜひやっていただきたいと思います。図書館で認知症カフェをやるところもふえていますので、柴田町でもどうぞ検討してください。

読書により、やはり健康寿命延伸を図りましょう。以上です。

○議長（高橋たい子君） これにて、16番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

次に、1番森裕樹君、質問席において質問してください。

〔1番 森 裕樹君 登壇〕

○1番（森 裕樹君） 1番森裕樹です。大綱1問質問させていただきます。

**幼児・児童の自転車運転に対する交通安全対策は**

本町では、各関係機関の協力もあり、昨年11月15日に「交通死亡事故ゼロ1000日」を達成し、交通安全に対する町としての取り組みがしっかりと結果につながっていると感じています。

しかしながら、全国的にはあおり運転による死亡事故や、交通事故によるさまざまな痛ましいニュースが毎日のように流れています。中でも、昔は余り耳にしなかった「自転車事故」が非常に目立つようになりました。宮城県内でも、自転車に乗車中の子どもの負傷者は、平成30年の同時期と比較すると倍近く起きています。また、本町でも、交通ルールをまだ理解できていない年齢の子どもたちの危険な運転や、ヘルメットを着用せずに運転している子どもたちを見かけることがあります。

平成20年に神戸市において、小学5年生の児童が、自転車で走行中に62歳の女性と衝突し、脳挫傷の重症を負わせる事故がありました。その事故の裁判で、神戸地裁が自転車事故の加害者に対し9,521万円の損害賠償命令を下しました。さらに、児童がヘルメットを着用していなかったことなどから「十分な指導や注意をしていたとは言えず、監督義務を果たしていなかったのは明らか」として、保護者の責任も認められ、非常に大きなニュースになりました。

子どもから大人まで誰でも気軽に乗れる自転車だからこそ、ある日突然、被害者または加害者になってしまう可能性があります。発生した事故によって生じる損害は、被害者の生活や、何よりもとうとい命を奪ってしまうこととなります。自転車も軽車両です。事故が起きれば交通事故として扱われ、乗っていたのは子どもだから、免許が要らないからというのは通用しません。

そこで、自転車を乗り始める幼児から児童までの保護者に対しても、しっかりとした交通ルールやマナーを再度徹底していく必要があると考えます。本町の第10次柴田町交通安全計画には「幼児の交通事故防止は、特に保護者の役割が大きいことから、保護者に対する交通安全教育を推進する」と明記してありますが、どのように進めているのでしょうか。本町の取り組みと見解を伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 森裕樹議員、幼児・児童の自転車運転でございました。

まず、平成27年から平成29年までの3カ年における町内での交通事故の発生状況ですが、455件の交通事故が発生し、自動車の事故は54件で、うち小学生が関係する自動車事故は5件、中学生が関係する自動車事故は2件で、全自動車事故のうち、小中学生が関係する事故の割合は、約13%となっています。

過去3年間における小中学生の自転車事故の特徴として、安全不確認を原因とする出会い頭での事故が多く発生しています。このうち、自転車側が事故の当事者の中で最も過失が重いとされる第1当事者に該当する事故は、平成27年から発生しておりません。

さて、子どもを対象とした交通事故防止の取り組みとして、各学校において、交通指導隊や大河原警察署による交通安全教室を開催しております。このほかに、中学校や高校における登校時の街頭指導については、春の交通安全県民総ぐるみ運動の際に実施しております。

また、今年度の新たな取り組みとして、昨年10月の東北こども博において宮城県警察が所有する交通安全教育車を用いた体験型のイベントを大河原警察署の支援を受けて開催いたしました。自転車シミュレーターやシートベルトの効果体験などで、多くの親子が楽しく自転車等の交通ルールを学びました。

自転車の交通ルールやマナーは、単に知識として習得するだけでなく、日ごろから自転車を運転する際も遵守しなければならないものでございます。自転車の交通ルールやマナーを遵守する意識を高めるため、親に自転車の正しい交通ルールやマナーを学んでもらい、家庭において親から子に対して教えることで、親は子に教える以上、自分自身も交通ルールやマナーを守ろうとする自覚が生まれることが期待できると考えております。

今後は、保育所や幼稚園の保育参観や発表会、小学校のPTA総会や学年行事など、親が集まる機会を利用し、自転車損害賠償責任保険の加入やヘルメット着用の促進を含め、チラシ、ポスター等による広報啓発を行ってまいります。

先ほど「自転車事故」というところを「自動車事故」と読んでしまいましたけれども、「小学生が関係する自転車事故は5件、中学生が関係する自転車事故は2件、全自転車事故のうち、小中学生が関係する事故の割合は13%」と訂正させていただきます。

○議長（高橋たい子君） 森裕樹君、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ご答弁ありがとうございます。

先ほど、今回この交通安全ということで、今回は自転車、幼児・児童の自転車ということで、ちょっと質問させていただいておりますが、先ほど答弁にありましたこども博でのイベント、具体的に大体何人ぐらい参加して、どのような反応だったのか、お聞かせください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） こども博でございますけれども、昨年10月7日と8日、2日間にわたって仙台大学で開催されたわけでございます。こども博自体には1万6,300人あったわけなんですけれども、そのうち、県警等の協力を得まして、体験型のイベントというこ

とで、自転車シミュレーター、シートベルトということで開催したわけなんですけれども、そちらのほうには約500の方が参加されたということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） その中で、自転車に特化した、そのルールなんかを教えるような内容というのはあったのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） ルールとかというよりは、自転車のシミュレーター、いわゆる自転車の模擬の模型に乗ってもらいまして、前面にはモニターなり、実際に道路を走っているようなイメージで自転車に本当にお子さんが体験できるという、体験できるイベントということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 私もそのシミュレーターに乗ったことがあるので、よく知っているんですけども、聞きたいのは、子どもさんが運転をして、そのシミュレーションに乗ったということで、その保護者の方々にはどういったアプローチというか、自転車の乗り方の指導というのをしたのかというのをちょっとお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 特に保護者の方に直接ということではなくて、お子さんが一緒にいる中で、保護者の方も実際に自転車の乗り方あるいは乗る上での必要なことというのを実際に子どもさんが運転しているわけですから、体験している中で、後々それからの一緒に交通ルールを学んでいただくきっかけになったのではないかと思うところで、直接保護者の方に指導という形のものはありません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 質問でも述べましたが、第10次柴田町交通安全計画には「幼児の交通事故防止は特に保護者の役割が大きいことから、保護者に対する交通安全教育を推進する」というふうに明記してあるんですが、先ほど町長から説明したやっていることだけで、今、現段階で十分だと思いませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 今、幼稚園、保育所、小学校での子どもに対する安全教室ということで、開催している内容をちょっと申しますと、第一幼稚園では自転車に限定したわけではないんですけれども、30年度1学期終業式に保護者も参加した上で、交通安全指導と

いうものを実施しております。

それから、町内の保育所におきましては、保育士による交通安全紙芝居、保育士製作による交通ルールのビデオ上映等で、日々の保育そのものの中で実施しているところがございます。

それから、そのほかの保育所、船岡保育所、槻木保育所、西船迫保育所でも、自転車に限定はしていませんけれども、いろいろと子どもたちに交通安全に対する指導を行っているということがございます。

それから、小学校につきましては、森議員、篤とご承知とは思いますがけれども、交通指導隊員を派遣しまして、交通安全教室を開催しているということがございます。

ということで、今で十分かということがございますけれども、日々の取り組み、これが大事でございますので、引き続きまず継続していくことが大事であるというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 今お話しいただいた中で、第一幼稚園のほうは、親御さんも参加した上で、1学期の終業式のときにやっていると。ほかは、親御さんというのは参加していない状況で、子どもに対する交通安全教育ということで、私も交通指導隊として小学校にも伺っております。

私がやっぱり推進していきたいというふうに考えているのが、何度も言いますがけれども、保護者に対してなんです。保護者に対してなぜ必要なのかということが、もうちょっと踏み込んで考えていただきたいなというふうに思います。

例えばですけれども、点検時の合い言葉があります。自転車の。これ「ブタハシャベル」というふうにして覚えるんですけれども、ご存じでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） ちょっと承知しておりませんでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○1番（森 裕樹君） これ、自転車に乗る前に、親子で点検するというので「ブタハシャベル」の「ブ」ブレーキ、「タ」はタイヤの空気圧、あとはすり減っていないか。「ハ」のハはハンドル、「シャ」は車体、サドル、両足つくか、ライトがつくか、で、「ベル」のベルはベルなんです。

こういった簡単なんです。本当に。乗る前に簡単な点検をすることで、子どもたちの安全、そして、乗る前の安全というのを守れるんじゃないかなと思います。本当に難しいことではな

いと思うんですね。

こういった情報というのは、ネット探せば幾らでも出てくるんですよ。少しずつでもいいです。1分、3分で終わる話かもしれないんですけども、こういった内容のことをぜひ進めていっていただきたいなというふうに思います。

やはり、課長もご存じでないということは、やっぱり一般的にはまだまだ浸透していないのではないかなというふうに思います。

この自転車に乗る前の安全点検というのももちろん大事で、そこに保護者が乗る前にちょっとした声かけ、自転車に乗る前に「ブタハシャベル」ということを点検のときに声かけをするというだけでも、子どもの意識はちょっと違うのかなというふうに思います。

次に、道路に出たときの安全についてちょっとお聞きしますが、警察などが提唱している自転車安全利用五則について、本町では保護者の方々にどのように周知しておりますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 自転車安全利用五則につきましては、広報、お知らせ等で周知しているところでございます。

あとは、街頭指導の中で、交通安全利用五則に関するチラシ、パンフレット等を配布したりしまして、周知しているというところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 基本中の基本になります、自転車の安全利用五則というものなんですけれども、これをわかっていない状態で、私たち保護者、親の小さい子どもたちを持つ親の世代とすれば、これを知っているか知っていないかで、大分子どもたちが一般道に出て自転車に乗るときの運転に対するマナーというか、安全に利用する中身というものを親御さんがわかっているかわかっていないかで大分子どもの運転に影響してきます。

これは、今5つ言いませんけれども、その中でもヘルメットなんかと、あとブレーキ、そしてライトなんですけれども、そこをしっかりとまず重点的に歩道を走るか車道を走るかと、そういった内容も含めて、さっき言った「ブタハシャベル」と、この自転車安全利用五則だけでも親御さんがわかっているならば、子どもたちに少し安全な自転車の運転を教えられるのではないかなというふうに思います。

もう少しこの今のご答弁ありませただけでは、足りないと思うんですけども、もう少し周知徹底していくようなお考えはございませんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） やっぱり単なる広報紙ですとか、あとは街頭キャンペーン、今までどおりやっていますけれども、それ以上に、やっぱり周知を効果的にするためには、やっぱり関係機関、指導隊を含め、交通安全協会あるいは母の会とか、関係機関と連携をとって、やっぱり進めることが必要ではないかと思うんですけれども、特に、子どもさんの保護者に対しましては、先ほど町長答弁の中で、学校行事等の際に保護者に直接訴えかけるような機会ということで、例えばやっぱり交通指導隊の制服の方が保護者に直接チラシをやったり、PRやったりして声をかけてもらえれば、また同じことを言っても交通安全に対する気持ちの持ち方が違ってくると思いますので、その辺はこれから関係機関等と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。

何度も繰り返しになるんですけれども、幼児・児童の保護者に対して効果的に自転車運転の安全教育を進めなければいけないと思います。

先ほど町長答弁にも課長の答弁にもありましたが、幼稚園、保育所での保護者参観で小学校の1日入学、またはPTAの行事の中で保護者に対する講習をちょっと強めに義務的にといたらちょっと語弊が出るかもしれないですけれども、きちんと全保護者に行うべきだというふうに、ちょっと強く思うんですけれども、やっていって行く気はございませんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） その辺のところ、今後の検討とさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

なぜ私が保護者の方々へ安全教育を推進するかといいますと、先ほどの質問でも申しましたが、平成20年に神戸市において、小学校5年生の児童が自転車で62歳の女性と衝突したという事故を話しさせていただきました。そこで、着目しなければならない点として、事故の裁判で自転車事故の加害者に対し、9,521万円の損害賠償命令を下したというところの「少年がヘルメットを着用していなかったことで、十分な指導や注意をしていたとは言えず、監督義務を果たしていなかったのは明らか」ということで、保護者の責任も認めたという部分なんです。

これは、民法714条において、加害者に責任能力がないと監督義務を負う者が責任を負うこ

とになる。親の監督責任が厳しく問われたというところが大きな点だったと思うんです。

だからこそ、しっかり保護者の方に交通安全教育を推進すべきだというふうに考えておるわけでございます。

この自転車で事故を起こし、加害者になった場合、高額な損害賠償を求められることがあります。先ほど言った例だけではなく、結構あるんですね。男子高校生もそうなんですけれども、損害賠償額がもう9,000万円超えているのが私の手元だけで3件、5,000万円超えるのが1件、結構大きな額になっております。

この自転車保険なんですけれども、どのような保険があるかご存じでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 今は、結構民間の保険会社でも自転車保険というのが商品として販売されておりますけれども、TSマーク制度による保険というのがありまして、TSマークというのは、自転車利用者の求めによりまして、自転車安全整備店の安全整備士さんですね、この方が自転車の点検整備を行うと。当然有料にはなるんですけれども、その際に道路交通法に定める安全な普通自転車であることを確認したとき、その証として賠償責任損害保険付きのTSマークを張って、自転車事故があった場合の救済を図ることができるという制度でございます。

町内の例ですと、町内の自転車販売店にちょっと聞いてみたところ、1,300円かかりますよというところで、このTSマークには2通りあるそうなんですけれども、そちらでは第2種のTSマーク、赤色のTSマークということで、有効期間は1年間ですけれども、保険の対象となるのが賠償責任補償ですけれども、お亡くなりになったとき、あるいは重度後遺症のときが1億円、それから、同乗者ですね、お亡くなりになったとき、重度後遺症のときが100万円等々の制度があるということで、きちんと自転車の整備を所定のところでやってもらえれば、1,300円を出せば自転車保険に加入できるという制度がございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。

私も調べました。主に3種類ございました。今お話ありましたTSマークの付帯保険というもの、あと今コンビニなんかでもコンビニエンスストアとかインターネットとかでも申し込みができる自転車向けの保険、あともう一つが個人賠償責任特約というものがございまして、これのほうはちょっと入りやすいのかなと思うんですけれども、例えば自動車保険、あとは火災保険、あと傷害保険などに特約としてプラスするもの、月で言うと、これは保険料なので、

まちまちなんですけれども、月何百円から入れるものもございます。

仙台市も、条例で平成30年4月1日からこの自転車向けの保険に対する加入が義務となりました。

加入義務、または努力義務を条例で定めている近隣の自治体ってほかにもございますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 自転車の安全利用の促進に関する条例ということで、30年4月1日時点の情報になりますけれども、道府県区市町で76の自治体が制定しております。

ただ、その中身を全て当たったわけではなく、その条例の中に全てその損害賠償保険が義務づけられているかどうかまでは、確認しておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 本当に日本全国今、これが結構進めていく自治体というのがふえております。主になんですけれども、県がやっているところが結構多いと。

でも、どちらかという、義務、加入義務というよりも努力義務、要するに入ったほうがいいですよと、入りなさいではなく、入れたほうがいいんじゃないですか、そういう努力しなさいよというふうにしているところが結構多いのかなと。

宮城県は、ちょっとまだだったんですけれども、仙台市が先駆けしてやっていったということなんですけれども、昨日町長が施政方針の主な施策の中で、サイクルツーリズムを進めていくというお話がありました。であれば、いち早く本町は条例に定めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 条例制定のご質問がございましたけれども、仙台市の条例の中に、森議員ご承知かとは思いますが、それぞれの責務、市初め学校の長だけではなく、保護者あるいは自転車の販売店、貸し自転車、そういったあらゆる関係者に対しての責務を定めると同時に、損害賠償責任保険の加入ということで、4月1日から今度の、設定をされるということで、その条例制定に至るまでには、学識経験者から意見を求めたり、いろいろと段階を経て来ているわけでございます。

それ以前に、やっぱり条例を制定するに当たっては、町内の方、保護者を含め、子どもさん方あるいは学校なり、そういうところが自転車の安全に対する意識がもっと高まっていることが必要ではないかということをもとに考えます。

というのは、条例を単に制定したのでは、本当に形だけの制定になってしまって、運用が伴っていないということが考えられますので、今考えているのは、やっぱり議員から、やりとりの中でありまして、今の継続的な取り組みを進めながら、やっぱり自転車の安全利用についての意識を、もう少し町全体で高めていくことが先決ではないかと考えております。

現段階ではちょっと条例制定までの考えは持ってございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。

もちろん今、私が条例制定してくださいと言って、はいわかりましたという話ではもちろんなるとは思っていません。そこに向けて、やっぱりしっかりとそういう日本の全国的にも動きが出てきている。もちろん柴田町もそこにおくれをとらず、全体的な意識を高めていきながら、行く行くやはりこういった部分、痛ましい事故が起きてからでは遅いんですよ。やはり、その条例が一番最初にできたところ、神戸市なんかはそうですけれども、そういった事故が起きてからは高まるんですよ、意識、もちろん。だから、そんな痛ましい事故が起きる前に、そういった保護者関係だったり、子どもにしっかりとその自転車の安全な教育というものをしていくべきなのではないかなというふうに思っております。

最後でありますけれども、気をつけていても、事故を起こしてしまったり、事故に巻き込まれるということは可能性はゼロではありません。自転車事故防止と事故が起きてしまったときの両面から備えるべきだというふうに考えます。

ぜひ幼児・児童の保護者に対する自転車交通安全教育の実施と自転車損害賠償保険等への加入の義務化を推進していくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて1番森裕樹君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日午前9時30分再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時52分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月5日

議 長                    高 橋 たい子

署名議員    8番 齋 藤 義 勝

署名議員    9番 平 間 奈緒美